

平成 31 年第 1 回喬木村議会定例会会議録 (第 2 号)

平成 31 年 3 月 10 日 (日曜日)

午前 9 時 0 0 分 開議

1. 開 会

2. 日 程

第 1 会議成立宣言

第 2 会議録署名議員の指名 (7 番 中森高茂議員 ・ 8 番 後藤章人議員)

第 3 議員の一般質問

1. 後藤澄壽議員

○小中学校の教職員の勤務時間について

○「中山間地域等直接支払制度」、「多面的機能支払制度」による補助金の活用について

2. 櫻井登議員

○小学校におけるプログラミング教育必修について

3. 下平貢議員

○転入希望者への不動産斡旋のトータルサポートについて

4. 東原靖雄議員

○公有林野等の官公造林地契約について

○全国森林環境税について

5. 木下温司議員

○村が抱える当面の課題について

6. 福澤真理子議員

○2019年10月から実施される予定の幼児教育・保育の無償化に伴い、国は無償の対象から給食費を除く方向で検討されているようだが、村はどのように考えておられるか。

○国民健康保険税の負担軽減を図る検討はできないか。

7. 中森高茂議員

- 移送支援事業の予算等見直しについて（民生費）
- 健康ポイント事業の保健対象者の拡充について（衛生費）
- リニア代替地登録制度の閲覧状況と今後のその活用について
- 今後の北地区の道路等の整備について

3. 散 会

応集議員 12名

出席議員 12名

(別表のとおり)

欠席議員 0名

(別表のとおり)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

1. 開会

○議長（下岡幸文） おはようございます。本日はご苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまから平成31年第1回喬木村議会定例会を再開いたします。

2. 日程

=== 日程第1 会議成立宣言 ===

○議長（下岡幸文） 日程第1、会議成立宣言。

本日の出席議員は12名であります。

定足数に達していますので、会議が成立していることを宣言いたします。

地方自治法第121条の規定により、市瀬村長ほか関係課長の出席を要請してあります。

本日の日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

=== 日程第2 会議録署名議員の指名 ===

○議長（下岡幸文） 続いて、日程第2に進みます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第122条の規定により、7番、中森高茂君、8番、後藤章人君を指名します。

=== 日程第3 議員の一般質問 ===

○議長（下岡幸文） 日程第3に進みます。議員の一般質問。

これより一般質問を行います。

一般質問は通告制であります。あらかじめ通告した内容に従い、質問を行ってください。

通告にない場合は、発言を止めることがあります。

議員はルールを守って質問してください。

議会基本条例第11条第3項の規定により、議長の許可を得て、議員の質問に対して反問することになっておりますので、反問がある場合は、挙手をし、その旨を申し出てください。

なお、質問と答弁の時間は、トータルで40分であります。

質問者及び答弁者は、明確かつ要領よくお願いいたします。

残り時間につきましては、10分前から表示をいたします。

また、発言の際には挙手をお願いします。

質問者は、質問に入る前に議席番号、氏名を言ってから質問に入ってください。

最後に、議長から議員の皆様にご報告がございます。

今回の一般質問の中で、本来、通告は、締め切りを過ぎますと変更ができませんが、後藤澄壽議員より申し出があり、村側とも協議した結果、質問の内容について変更を認めましたので、ご了解をいただきたいというふうに思います。

◇ 通告1番 後藤 澄壽 ◇

○議長（下岡幸文） それでは、通告1番、後藤澄壽君。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） おはようございます。議席番号5番、後藤澄壽でございます。

まず、最初の質問は、喬木村の小中学校の教職員の勤務に関する質問でございます。

今、先ほど議長さんからもお話がありましたが、一言お断りしておきますが、これから私の質問は、通告と多少異なっております。今お話のありましたように、議長、それから答弁いただく教育長のご承諾を得ておりますので、そんな点をご了解いただきたいかと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

平成28年に文部科学省は、全国の中学校の教職員の57.7%が過労死線上にあるという調査結果を発表いたしました。

また、昨年12月には、文部科学省の中央教育審議会は、2021年度から教職員の勤務時間に変形労働時間制を導入するという。また、超過勤務時間の上限といたしまして、月45時間、年間で360時間とするという答申素案を発表いたしました。

そこで、質問でございますけれども、この喬木村の小中学校の教職員の本年度の超過勤務時間、月何時間ほどであったかということについて、質問いたします。

また、併せまして、そうした超過勤務時間を減らす取り組みとしては、どのような取り組みが行われておりますでしょうか、併せて質問をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

丸山教育長。

○教育長（丸山貢弘） お答えいたします。

本年1月25日付文部科学省通知、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」には、上限の目安時間として、1つ、1カ月の在校時間の総時間から条例で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。2つ目、1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにするということが明記されております。

特に、1カ月45時間を超えないという点が、議員ご指摘のとおり、今後、超過勤務縮減を進める上で大事な目安になると考えるところであります。

さて、本年度、喬木村の小中学校の教職員の1カ月当たりの超過勤務について、お答えします。

4月から5月の1カ月、6月、7月、9月、10月、11月、12月の7カ月について報告いたします。

順番に、第一小学校は、75.5時間、70.2時間、61.8時間、83.0時間、80.5時間、88.7時間、60時間。第二小学校は、53.4時間、51.3時間、36.1時間、46時間、51.7時間、46.5時間、37.3時間。中学校は、65時間、88.1時間、45.9時間、60.4時間、71.5時間、60.3時間、58.1時間でありました。

本年度も各校において長時間勤務縮減への努力をしてまいりましたが、なかなか成果として現れてきていないのも現実と言わざるを得ない結果でありました。

今後、1月25日付文部科学省が示すガイドラインの上限である1カ月45時間を超えないようにするための取り組みを一層進めてまいりたいと考えます。

ところで、教職員の健康、児童・生徒と向き合う時間の確保を目指し、3校で行っている勤務時間の縮減に向けた取り組みについて、ご説明申し上げます。

3校とも週に一度、「職員の定時退庁日」を年間計画に位置づけて実施しております。

また、効率のよい会議運営で職員会議等を時間内に終了させる工夫、週暦に授業準備の日の設定、学期末にノー会議デーを設定、勤務時間が比較的長い教職員への声かけ、提出資料の精選と簡略化、行事の準備時間の短縮、生徒指導の早期対応、特に中学校では、中間・期末テストを月曜日に実施することで、休日部活を削減する。また、テスト当日を採点日として部活を入れない。職業体験学習の事業所との交渉を地域コーディネーターに委ねる等を行っております。

さらに、3校共通して、勤務時間の割り振りを計画的に実施すること。また、校務支援システムの導入によって、教職員の業務を縮減できるように、現在、研究及び教

職員の研修の場を企画し、システム運用に向け取り組んでおります。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） 取り組みも詳細に説明していただきました。先ほどの超過勤務時間の結果の報告にもありましたように、45時間を超えている部分が多々あるようでございます。今後とも課題といたしましては、今お話にありましたような取り組みをさらに徹底していただいて、やはり45時間を超えないという体制をつくっていただくことが、今後の課題かなあと思うわけでございます。

先に述べました中央教育審議会の答申素案、これを受けまして、柴山文部科学大臣は、「長時間にわたる部活指導、過剰な運動会の準備などは、教職員が授業時間を削ってまですることなのか」と、優先順を付けて業務を行い、社会全体で子どもたちを育む体制が必要というアピールを発表しております。

この部活指導の改正ということにつきましては、昨年2月に文部科学省が、学校における働き方改革に関する緊急対策並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に関わる取り組みの強化、徹底ということについて、ということで通達が出されまして、今のお話にも若干出てまいりましたけれども、外部人材の参画を積極的に進めるなどの指導がなされまして、今のお話にも若干出てまいりましたけれども、喬木村でもこうした通達の趣旨に沿った取り組みがなされているということでございます。

また、千葉県調査事例でございますが、千葉県では、この部活指導の改善によりまして月80時間、今、教育長の報告の中でも80時間近い、あるいは80時間というような数字も出てきたかと思いますが、それを超える教職員の割合が、改善前の昨年度は66%だったと、これが本年度は、改善後の本年度は31%になったというような報告もなされております。

そこで質問でございますが、この部活指導の改善によりまして、喬木中学校におきましては、教職員の超過勤務時間が、改善前に比べまして、本年度はどのように変化いたしましたでしょうか。質問いたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

丸山教育長。

○教育長（丸山貢弘） お答えします。

部活動に関わり、職員の休日勤務について、前年度と本年度で比較いたします。

昨年度、5月、25.6時間、7月、18.3時間、10月、23.9時間、12月、10.8時間。本

年度は、5月、17.1時間、7月、7.9時間、10月、12.2時間、12月、9.3時間でありました。

昨年6月より本村でも部活動指導員を配置し、現在、野球部、女子バスケットボール部、卓球部で指導に当たってもらっています。部活動指導員制度導入後の休日指導時間は縮減されており、活用の効果が現れております。

授業日の部活動指導においては、時間による比較は難しいのですが、指導員の方がいるために、教員も指導を任せて校務を進めることができ、それが勤務時間の縮減につながっております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） 取り組みの成果が段々上がってきているというふうにお聞きしました。

さらに徹底をいたしまして、特に外部人材の参画をどんどん進めていくということについては、これからもさらに徹底してほしいかと思うわけでございます。

また、県の方から、夏休みなどの長期休業中に学校を完全に休業する日を何日か設けなさいという指導が行われていると、しかし、これに先立ちまして、既に喬木村ではそういう措置もとられているということをお聞きしております。このように、教職員がしっかりと休める期間を設けていただくということは、非常に大切なことかと思っております。

ただひとつ、教職員の仕事というのは、今お話のような勤務時間だけではなくて、そのほかにも仕事があるという点についても、ご理解いただいた方がよいかと思っております。これは教育長は充分ご承知のことと思っておりますけれども、1つ事例を挙げさせていただきます。

私事の事例で大変恐縮でございますが、40年ほど前に、ある問題を抱えた生徒の多い学校に勤務していた折に、夜中に電話がかかってまいりました。派出所からでございましたけれども、今、先生のクラスの生徒を保護しているけれども、家庭へ連絡したけれども引き取ってくれないと、代わって引き取って届けてくれないかというような電話でございました。そんなような生活をずっと続けておりましたら、私の頭は、ごらんのように白くなってしまい、また重症肝炎で入院するということになったわけでございます。

教職員の仕事の中には、そういう目に見えない部分もありまして、心配になるのは、そういった中で健康を害する教職員が出てこないかということでございます。

そこで質問でございますが、喬木村の小学校・中学校の中で、心身の不調を訴えて療養休暇を取っている教職員などはございませんでしょうか。質問いたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

丸山教育長。

○教育長（丸山貢弘） お答えいたします。

教員の時間外勤務には、超勤4項目があり、議員ご指摘の生徒指導もその項目に該当いたします。

さて、本年度、長時間勤務により心身の不調を訴えて療養休暇を取得した、あるいは現在取得している教職員はおりません。

今後、勤務時間の縮減には継続し、取り組むことで、心身の健康を維持し、はつらつと児童・生徒の指導に向かえる職場環境をつくっていかれるように、教育委員会としましても、学校との情報交換を行いながら、課題の解決に努めてまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） 今の答弁をお聞きしまして、一安心をしたわけでございますが、子どもたちに行き届いた教育を受けてもらうためには、まず、教職員が心身共に健康であって、また、時間的にもゆとりを持った教育ができるということが、これが一番大事なことから考えるわけでございます。

柴山文部科学大臣もおっしゃっているように、社会全体で子どもたちを育ていくという体制をつくるということが大事かなと思うわけでございます。それぞれの立場でこうした教育環境ができますように、尽力をしていくことは大事かなと、改めて感じるわけでございます。

次の質問は、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度によります補助金の活用についての質問でございます。

まず、質問でございますが、この喬木村で、この中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度の補助金を受けまして、実際に地域の農業振興等に役立てている事例がありましたら、いくつかご紹介をいただけませんか、お願いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） お答えいたします。

今年度、村内では、多面的機能支払交付金事業では、4つの地域で約130ヘクタール、中山間地域等直接支払制度では、11の地区で約29ヘクタールの協定面積で取り組んでいただいております、それぞれ750万円及び600万円の補助金を交付しています。

具体的な取り組みとしては、農業生産活動を継続するため、水路・農道等の維持管理や整備のほか、圃場の草刈りや耕起による保全管理、または景観作物の作付け、さらに協定参加者が活動の継続が困難となった場合は、共同の取り組みにより、地域で活動を継続していく体制をつくっていただいております。

地域共同で取り組む活動について、事業計画を作成していただくとともに、高齢化により管理が難しくなった協定地については、集落の代表者が中心となり構成員をまとめ、耕作可能な農家に農地を集積したり、共同で圃場を管理するなど、農地保全並びに耕作放棄地の抑制に大きな効果を上げております。

これらの活動に加え、フラワーロードのように、景観形成のための植栽活動や地域の子どもたちへの農業体験の開催、また、遊休農地解消への取り組みなど、地域資源を有効活用した取り組みが実践されており、自然環境の保全や良好な景観形成に寄与しております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） 今の答弁からもわかりますように、農業を維持し振興していただくだけでなく、子どもたちの教育まで含めまして、大変この資金というのは役に立つ資金であるというふうにお聞きしました。

ただ、この問題点といたしましては、この手続き、申請手続きがなかなか複雑で大変だということ。それから、今のお話にもちょっと出てきましたけれども、少子高齢化ということもありまして、農地を実際に管理していくということがなかなか大変だということが問題かとも思うわけですが、今のお話にもありましたように、できなくなってきたところはみんなで助け合っていくと、それぞれの能力を生かしながら助け合っていくということが大事かなというふう思うわけですが。

私が用水組合の役員をしておりまして、同じ組合員の行政職の方に会計担当として入っていただき、また、その方の中には、ある金融機関にお勤めの方が入っていただいて、大変助かったという経験をしたことがございます。

このように、地域にはさまざまな職業、さまざまな得意分野を持った方々がいらっしゃいます。それから、お年寄りになってなかなか難しくなったら、若い人たちが助

けるとか、そういうような助け合いによって、こうした資金を活用しながら農業を振興したり、また、お話のありましたように、次世代の子どもたちにも、こういったことを引き継いでいくような取り組みができればいいのかなというふうに考える次第でございます。

以上をもちまして、私の質問を終了いたします。

○議長（下岡幸文） 以上で後藤澄壽議員の質問を終わります。

◇ 通告2番 櫻井 登 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告2番、櫻井登君。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） おはようございます。議席番号4番、櫻井登でございます。

まもなく新学期が始まります。小学校にプログラミング教育必修という文科省の新しい指導が、2020年4月より導入されることになりました。始まる前の本年1年間におきましては、どのような準備や対応がなされるのか。校務支援システムとか、教育現場での働き方改革、先ほどの質問のところでも勤務時間等のこともございましたが、なかなか大変だろうと思います。どのような取り組みをされていくのか、関連する質問をいくつかさせていただきたいと思います。

最初の質問でございます。

プログラミング教育と教科目との関係性は、どのように組み立てられておられるのか。プログラミング教育の必要性を、文科省の指導方針に基づいてわかりやすく説明いただき、何をどのように教育指導されるのかについて、お尋ねします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） お答えいたします。

平成29年3月に告示されました小学校の新学習指導要領では、プログラミング教育の必修化が明記されております。

学習指導要領の総則には、小学校期において、プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために、必要な論理的思考力を身につけるための学習活動を計画的に実施すること、とされております。

小学校の学習の中にプログラミング教育が導入される背景には、第4次産業革命が始まり、IoTやAI・ビッグデータなどにより、産業の形が大きく変革する時代を

迎えることが挙げられております。

また、平成 28 年に策定されました第 5 期科学技術基本計画では、目指すべき未来の社会の姿として、「Society5.0」というものが初めて提唱されました。人間が歩んできました狩猟時代、農耕時代、工業時代、情報時代に次ぐ 5 つ目の新たな時代がスタートしたことを意味しております。

「Society5.0」で実現する社会としましては、I o T（インターネット）を通じましてすべての人とモノがつながり、さまざまな知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。

また、人工知能（A I）によりまして、必要な情報を必要なときに提供されるようになります。ロボットや車の自動走行などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差など、課題が克服されます。

社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を越えて互いに尊重し合える社会、一人一人が快適で活躍できる社会を迎えるような時代になります。

このような時代の変化によりまして、現在の仕事の半数がなくなるとさえ言われている未来に、また新たな仕事が生まれてくると予測される未来に、情報や I C T に対しまして、受け身の姿勢ではなく、自ら考えて行動し、新しい仕事を生み出していかなければならない。その時代を生き抜く子どもたちに対し、プログラミング教育を通じまして育成する思考力、いわゆる「プログラミング的思考」というものを養うことを目的としております。

プログラミング的思考とは、自分が意図する一連の活動を実現するために、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、そういったことを論理的に道筋を立てて計画的に考えていく力、とされております。

目的やゴールを達成するために、物事を順序立てて考えて、結論を導き出して実行するという、そういった力を養うこととなります。

文部科学省の有識者会議のとりまとめでは、プログラミング教育の目的につきまして、プログラミング的思考などを育むことであり、プログラム言語を入力しますコーディングというものを覚えることが目的ではない、と定められております。

また、プログラミング教育全体におきまして、児童が必ずしもコンピュータを使う必要はないが、コンピュータをほとんど用いないのは望ましくないとされております

ので、喬木村としましては、児童・生徒がタブレットを活用できる環境が整っておりますので、積極的に学習を深めていきたいと考えております。

プログラミング教育は、何をどのように教育指導されるのか、具体的に説明をとのことですので、例としまして、算数で正三角形をコンピュータ上に描く場面を用いて説明します。

紙の上に作図する場合は、正多角形がもっております、辺の長さが等しい、角の大きさがすべて等しい、円に内接する、中心角の大きさがすべて等しい、のような正多角形の意味や性質などを使って作図します。

コンピュータで作図する場合にも同じことを考えます。ここでは、辺の長さがすべて等しく、角の大きさがすべて等しい、という正多角形の意味を使って作図する場合を考えてみます。この場合は、長さ 100 進む、長さ 100 進むで線を引きますけれども、そのあと、左に 120 度曲がる、またさらに長さ 100 進む、といった形でコンピュータが理解できる、コンピュータに用意されている命令を組み合わせることで、正三角形を描くことができます。

正三角形を描くのに、必要な動きを分けて考える、動きに対応した命令をする、それらを組み合わせる、必要に応じて継続的に改善する、そういった活動を、逐次実行、条件判断、繰り返し処理、そういったものを行う中で、プログラミング的思考を養うことを指導、教育していくものになります。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4 番（櫻井 登） ただいま算数の例で詳しくお話もいただきました。やはり長さ 100 進む、次に左に 120 度曲がると、そのコマンドを繰り返して、3 回繰り返せば正三角形ができるということで、またその数値を変えれば、別な四角形とかいったものができるというようなお話でございました。そういった想定とか、動作とか、処理をすることによってそういうプロセスを繰り返して、また想定どおりでなければ、修正するとか、改善するとかいうお話でございまして、それがプログラミング的思考だというお話をいただきました。大変わかりやすいお話でございました。教科はいろいろほかの教科の中でも、こういった形の思考をされるのかなというふうに思います。

将来を担う子どもたちが、身の回りの便利な機械が、機械とか道具ですね、そういったものがどのような仕組みで動いているのかということ、そういった考え方の中で、理論的に考える力というものを身につけるということは、非常に大事なことだと

思います。

次の質問に移ります。

2020年4月にプログラミング教育が開始されるまでの本年1年間の準備態勢や対応はどのように進められるのか、お尋ねしたいと思います。

デジタル環境としてのプログラミング教育は、先ほどのお話にもありました、特にコンピュータを使わなくてもということがございましたが、新しく導入されますこのプログラミング教育への準備とか、指導される先生方の取り組みはどのように進められておられるでしょうか、お尋ねします。

○議長（下岡幸文） 櫻井議員にお聞きします。

通告書の質問内容を1つ省いておりますが、この件についての答弁をお願いします。

○4番（櫻井 登） お答えします。

先ほど教科、算数の教科が出てきましたので、私が質問されることがなくてお話、答弁いただいたのかなという解釈でございます。省いたといえますか、そのように私の方で解釈しましたので、結果として、そういうことになりました。

○議長（下岡幸文） 質問につきましては、通告どおりに行ってください。質問をやめる場合につきましては、理由を説明して、とりやめる旨を説明いただきたいと思います、説明してください。

それでは、答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 議長、答弁する前に、通告書にあります質問内容の趣旨がわかりかねる部分がありますので、反問をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（下岡幸文） 反問を許可します。

○教育委員会事務局長（林田 諭） ありがとうございます。

先ほどの質問にはなかったんですけども、通告書に記載されております、デジタル環境としてプログラミング教育のツールは不要と思いますが、準備されていることや、というふうが続いております。

このデジタル環境としてのプログラミング教育のツールは不要と思いますが、という部分が、ちょっとわかりかねる部分がありますので、議員の内容の趣旨をお教えいただければと思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） ツールは不要というのは、パソコン等を使わずに、それからタブレット等も使わずにという意味合いの言葉、それだけのことでございます。

以上です。

○議長（下岡幸文） それでは、答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） ありがとうございます。

それでは、答弁をさせていただきます。

ご質問は、1年間の準備態勢ということでありますけれども、プログラミング教育が開始されるまでの1年間の準備態勢と、先生方の取り組みはどのように進められるのか、といったことで答弁をさせていただきます。

既に小学校では、プログラミング的思考を育む学習に取り組んでおります。

今年度、第一小学校・第二小学校では、安全・防災教育にプログラミング教育を組み入れて実施しております。この取り組みでは、学校のさまざまな場所で被災したときの避難の手順について、コンピュータを使用せず、考えてフローチャートにまとめていき、アクシデントを想定したり、実際にシミュレーションしながら作成したフローチャートを修正したり意見交換を行う、そういった授業を展開しております。

仲間と議論しながらフローチャートを完成させていくことで、コミュニケーション力、それからプログラミング的思考の育成を図っております。

また、6年生の理科の授業では、マイクロビットという温度センサーや傾きセンサー、明るさセンサーなどを搭載した機器を使いまして、LEDライトとマイクロビットを接続して、暗くなったらライトをつける、明るくなったらライトを消す、といった条件制御の仕組みを理解しました。

このような仕組みが、日常生活の中のさまざまな場面で活用されていることを知ることができまして、知識が実生活に結びついていく深い学びを実現できております。

準備期間であります2019年度の1年間の取り組みですけれども、すべての先生方が1回以上は機器を使ったプログラミング教育を経験できるように進めていきたいと考えております。

また、各学校の研修計画に沿いまして、ICT支援員を中心にプログラミング的思考のねらいや学習方法につきまして、研修を重ねていきたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） ただいまの答弁で説明もありましたんですが、教育委員会がリーダーシップをとって、研修会とか勉強会の機会を増やしていただくといいことが一番よいのではないかなというふうに思いました。

次の質問に移ります。

I C T教育のモデル校として、今後のデジタル教育をどのように進められるのか、その教育方針をお尋ねします。

情報化社会は急激な進歩でございますが、小学校ではプログラミング教育を学び、I C T教育を加えたデジタル教育をさらに深めていくという指導について、喬木村小学校としての教育方針は、今後どのように進められるのか、お尋ねします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 議長、答弁する前に、質問にありますデジタル教育という部分につきまして、答弁内容に関わる部分がありますので、反問をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（下岡幸文） 反問を許可します。

○教育委員会事務局長（林田 諭） ありがとうございます。

ご質問の中に、デジタル教育というお話がありましたけれども、このデジタル教育というものは、I C T教育やプログラミング教育を総称した教育というような解釈でよろしいでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 今お話があったとおりの解釈でお願いできればと思います。

以上です。

○議長（下岡幸文） それでは、改めて答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） ありがとうございます。

それでは、お答えします。

プログラミング教育を含めましたI C T機器を活用する学びにつきましては、読む力・書く力に続く基礎的能力として定着させていきたいと、そういったふうに考えております。

さらに、思考ツールを活用した自ら考える力、協働的な学びを行う力で、他者の意見を聞き取る力、多くの意見をまとめる力を養いまして、主体的で対話的な深い学びの実現に向けて取り組みを進めていきたいと考えております。

また、書くことに軸を置きました表現する力につきましても、育成をするために取り組みを行っていききたいというふうに考えております。

情報モラル教育につきましても、重要であると考えておりますので、将来においてもICT機器を安全に充分使いこなせる基礎力を培うようにしていきたいと考えております。

先ほど申しあげましたとおり、第4次産業革命やSociety5.0といった新たな社会を迎える時代となりますので、その時代を生き抜いていく子どもたちには、乗り越えていけるような体力を、義務教育の段階からつけていきたいと、つけていただきたいというふうに感じております。

時代が変化する最中ですので、将来、どのような社会になっているか、予測が非常に困難ではありますが、時代を越えても普遍的に必要とされておりますプログラミング的思考を、子どもたちの中に定着できるように進めていかなければならないと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） ただいまの答弁にもございましたように、小学生のうちから基礎力、それから体力等を身につけていただくということは、非常に大事なことだと思っております。

それからまた、これは提案みたいなことになるかと思いますが、外部とのつながりとか、あるいは民間企業との連携とか、地元のIT技術者等、そういった方々との積極的な取り組みというものも、今後このデジタル教育には必要ではないかなというふうに感じます。

次の質問に移ります。

デジタル教育の環境整備について、学校では、あるいはまた家庭では、どのように考えられているのかということでございますが、学校でのデジタル環境が整備されますと、家庭環境もということにいずれはなるかなということを感じるわけでございますが、この点はどのように考えられておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 学校でのICT教育の環境整備を行っている中で、家庭学習におけるICT機器の活用につきましては、以前から検討を重ねてきております。

ただし、インターネット環境を使って家庭でICT機器を活用するためには、各家庭におきまして、ネットワーク環境の整備をしていただく必要があります。

しかし、環境整備をするには、各ご家庭に、導入時の費用や通信料などのご負担をおかけすることになりますので、現段階では実施は困難であると考えております。

現在、中学校におきましては、試行段階ですけれども、ネットワークにつながなくても家庭学習ができるように、タブレットを設定して持ち帰り学習を始めているところでもあります。

当面はこの方法を使いまして、ICT機器を活用した家庭学習がどのような効果をもたらすのか、そういったものを検証していきたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） ただいまの答弁で、まだ小学生のうちは家庭の環境を整えるのはなかなか、まだまだ先の話ではないかなと思いますが、中学校に関しては、中学生に関しては、検証をされていかれるというお考えでしたので、時代が段々変われば、またそのように家庭環境の方も備えていかなければならないのかなというふうに感じております。

次の質問に移ります。

デジタル教育の推進と、一方では、デジタルデトックスとの調整とかすみ分けとか、そういった指導が必要かと考えるわけですが、その対応はどうされますかということですが、文科省のプログラミング教育必修では、日常生活のコンピュータ制御によって社会が成り立っている。その仕組みとか、便利な道具の使い方などの原理原則を学ぶことだと思っております。先ほどの答弁等にもございました。

ただ、ここのデジタルデトックスということでは、スマホの例にありますように、依存しすぎて中毒症状ということも見受けられるケースも懸念もされております。少し考えすぎかもわかりませんが、こういったことも考慮した指導があるべきではないかなということでございます。

ここの今、私がデジタルデトックスという表現を使いましてけれども、これは日常

的に新聞・ラジオ・テレビ等メディアではよく使われている言葉です。ただ、ちょっとわかりにくいかなということでございますが、デジタルデトックスというのは、デジタル機器、パソコンとかスマホとか、そういったものを使いすぎて依存症になっているというようなことも、それを防ぐために一時的に離れるとか、時間をおくとか、そういったことからこの依存症にならないような、そういったものを小さなうちから身につけられたらいいのかなということで、ほかに適切な表現が見つかりませんでしたので、こういった言葉を使用させていただきました。

質問は以上であれですが、答弁をお願いします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） スマートフォンの普及から10数年が経過しておりますけれども、スマホ依存の問題、個人情報の流出、有害サイトやネット上のトラブルなど、多くの課題が浮き彫りになってきております。

ただし、学校教育でいいますと、すべての教育課程がコンピュータを活用したものに変わっていくといったことはなく、実体験や経験をもとに学びを深めている学習も多くなっています。今までの学びのように、ノートやプリントに書いたり、教科書や書物を読んだりする活動も、引き続き並行して行っています。

その中で主体的に学び、学びを深めていくために、効果的、効率的に学習をするためのツールとしまして、ICT機器を活用していきたいと、そういったふうに考えております。

また併せまして、情報モラル教育を充実させまして、自分と他人を大切にすること、デジタル情報の有用性と危険性、個人情報の保護の大切さにつままして学習していきたいと考えております。

情報モラルの遵守は、児童・生徒だけの問題ではありません。当然、学校教育の中でも実施していきますけれども、保護者の皆さん・PTAの皆さんもご協力いただきながら、地域全体で取り組んでいかなければならないと、そういったように考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 情報モラル教育というお話がございました。大変大事なところでございますので、そういうところをぜひ取り込んでやっていただければと、そのように思

います。

次の質問に移ります。

デジタル教科書、タブレット等ですが、活用によって、重いランドセルを背負って通学の児童の状況が負担軽減できるのではないかというような考えも持つわけですが、検討できるかどうか、お聞きしたいと思います。

文科省では、重いランドセルを背負って通学するのではなく、デジタル教科書、タブレット等ですが、ランドセルに入れて通学時の重さの負担軽減ができるような指導があったかなというようなことも、頭の隅っこにあるわけですが、現実的に可能かどうか。もし可能ならば、それはいつごろの話になるのか、お聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 文部科学省は、重いランドセルを背負って通学することへの負担軽減としまして、平成30年9月6日付で「児童生徒の携行品に係る配慮について」という通知を示しました。

この通知の中では、宿題で使用する教材等を明示することで、家庭学習で使用しない教材を学校の机の中に置いて帰ることを認めている点、学期末に持ち帰る学習用具、水彩道具や習字道具などは、1日1つになるように計画的に持ち帰ることや、金曜日に重ならないようにする、という点などがありますけれども、教科書をデジタル教科書に置き換えて、タブレットを持ち帰ることで負担軽減を図るようにとの指導は今のところありません。

現段階では、すべての教科書がデジタル教科書に置き換わることは想定できません。紙媒体としての教科書の優れた機能を、引き続き生かした学習を進めていきたいと考えております。

したがって、教科書や副読本の代わりにタブレット端末をランドセルに入れればよいと、そういったふうには考えておりません。

児童・生徒の負担軽減につきましては、村内の学校では、毎日ランドセルに入れて背負わなくてもよい教科書などは、学校のロッカーや机の中に置いておくこと、学習用具などは、日をずらして持ち帰ったり、鉢植えなど重たいものにつきましては、保護者に持ちに来ていただく、そういった対応をさせていただいております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 大変よくわかりました。なるべく負担軽減が、子どもさんの負担軽減がされることが一番よろしいのではないかなというふうに思います。

いろいろプログラミング教育必修に関しまして質問をさせていただきましたが、なかなか我が国の学校のタブレット等の導入というのは、先進諸国の中では大変遅れているというICT後進国などと、そんなことも言われているようでございます。

喬木村のICT教育の取り組みは、常にリードを保持されまして、今後導入されるプログラミング教育の充実を願って、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（下岡幸文） 以上で櫻井登議員の質問を終わります。

◇ 通告3番 下平 貢 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告3番、下平貢君。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 議席番号2番、下平貢であります。

私からは、転入希望者への不動産斡旋について、トータル的にサポートできないかをテーマに質問をさせていただきます。

この件につきましては、昨年6月の定例会においても関連質問をさせていただいておりますが、再度質問をさせていただきます。

背景としましては、当村には紹介できる住宅、土地などの不動産情報が少ないということで、転入希望者に対して、それが阻害要因になっていることが挙げられます。事例として挙げますと、喬木村で農業をしたいと訪れていただいても、住むところがなくて断念をしていくという、そういったケースを多く見てまいりました。

過去の説明の中でも、紹介する不動産情報が少ない等の内容の説明がありました。こうした状況を打破できないかと、いろいろと策を講ずる必要性を感じておるところでございます。

村のホームページによる発表では、3月1日現在の人口が6,138人ということで、人口減少が年々進んでいると感じております。全国的な動きだから、ということで終わらせることのないような、積極的な策を講じていくことが必要だと考えております。

そこで、1番目の質問ということで、転入を希望される方が来庁された場合に、現在どのような対応をされて進めているのか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

村澤企画財政課長。

○企画財政課長（村澤明彦） 転入希望者への対応につきましては、企画財政課に移住相談専任の臨時職員を配置をいたしまして、家族構成や仕事の予定のほか、居住を希望されるエリアなどの情報をお聞きをしながら、また、農地の希望ですとか、お子様の転入を伴う場合には、役場内の関係する部署と連携を取りながら対応をしております。

大抵の場合は、空き家への入居をご希望する方が多く、この場合には、空き家データベースに登録されている物件の紹介と現地の案内を行いまして、話が進めば、所有者の方との調整までは行いますが、最終的には相対でのご契約をお願いをしております。

東京など都市部からの移住を希望される方につきましては、喬木村での買い物ですとか、医療機関などの説明をしています。また、区や自治会への入会や地域の行事などについても説明をしており、村へ移住した場合のイメージを持っていただくとともに、生活する上でのトラブルが生じないように、できる限りの対応を行っておるところでございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 喬木村へ転入したいと、しようという思いで庁舎に訪れていただいた場合のその対応につきましては、大変理解をするところでございます。なかなか見えづらい、我々が理解しづらい中での動きということでありましたけれども、ただいま説明をいただいたことで理解をいたしました。

また、ホームページにおきましても、数々の情報がなされておりましたので、大変転入者に対しての情報は発信されているというふうに理解をしております。

その中におきまして、2番目の質問ですが、転入希望者の中で、喬木村で農業を営みたいとして来村される方々が毎年数件見受けられております。つまり、住居の不安から話が進まない案件が多いのではないかというふうに感じるところでございますが、ここ何件かにつきましては、教員住宅を利用するという話も聞いております。

当該事象の今後の進め方につきまして、どのように進めていく予定か、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） お答えいたします。

新規あるいは転入して就農を希望される方に対する住居の確保については、各市町村とも直面している共通の課題です。

農政担当としましても、農業を営むための住居にかかわらず、移住・定住促進や空き家利用の側面からも、各課横断的に情報を交換し、最新の状況を互いに共有しているところです。

しかしながら、まず、現状ではなかなか案内できる住宅や空き家がないほか、就農希望者の求める住宅と村に登録されている空き家とのマッチングが難しい面もあります。

また、就農当初の農業者にとっては、まだ収入が安定していない状況の中で、いかに安い家賃で入居できるかについても重要な要件になります。

こうした状況を踏まえ、平成31年度予算案には、空いている教員住宅2戸を、新規就農者向けとして利用できるよう、費用を計上させていただいております。

これまでに新規就農希望のお二人に、参考までに現地を案内したところ、住宅が平屋で部屋数も適当であり、トイレも水洗化されているなど好評のため、村の方針として可能であれば、入居したいとお話をいただいております。

一方で、こうした直接的な物件の斡旋のほか、村には新規就農者住宅支援として、家賃補助による補助金制度もございます。条件はあるものの、新規就農者が村内の住宅を賃貸借する場合の経費として、月1万円を研修中の2年間及び研修終了後の1年間支給するものになります。

今後につきましては、まずは、こうした取り組みを引き続き行っていきたいと考えております。

また、教員住宅の入居については、就農初期の経営が安定するまでの間として2年間の想定しておりますので、この間に農業技術の習得以外にも地域に溶け込んでいただき、担当課の支援とともに、ご自分でもニーズに合った住居の確保に努めていただきたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 諸策講じられていることにつきましては理解をいたします。

ただ、2年間で新住居を探すということが、いかななものかなというのは、ちょっと疑問には思うところがございますが、いわゆる古屋の造作ではございませんけれど

も、その先まで見据えた中でのやっぱり相談に乗るとかが大事なのかなというふうに思うところがございます。

できれば、ゆくゆくは戸建て住宅を建てていただいで住めるような、そういったところまでの指導、また相談に進んでいっていただければありがたいなあというふうに思うところがございます。

また、そこまでの所期の目的が完結できない場合には、どんな課題があるのか。やはりいろんな知恵を絞っていく必要があるのかなというふうに感じておるところでありますので、その点につきましては、また共に知恵を絞っていけたらなというふうに思っておるところでございます。

続きまして、そういった中で、喬木村は、広範囲にわたりまして、いわゆる農振の縛りを受けている土地が多いということで、なかなか住宅候補地として紹介できる場所が少ないというふうに感じております。

住宅開発予定地を、村としてさらなる計画を示していくことが必要なのではないかとこのように私は感じるわけではありますが、それにつきましてはの見解をお伺いをしたいと思えます。

また、もし現時点で、こんなところが候補に挙げられるんだよというような場所がございましたら、またそれにつきましてもお伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

村澤企画財政課長。

○企画財政課長（村澤明彦） 議員のご指摘のとおり、現在のところ、住宅用地としてご案内できる土地がないというのが現状となっております。

そこで、議員からご質問をいただいております、住宅地の開発計画でございますが、今のところ、具体的な計画についてはございません。

また、候補地として挙げられそうな場所についてのお問い合わせでございますけれども、従来は中段地区を中心に、宅地また住宅開発を行ってまいりましたが、今後、下段地区においても、宅地開発の必要は感じておるところでございます。

新年度予算では、宅地不足の対策といたしまして、空き家と同様に、村民の皆様から宅地として提供していただける土地の情報収集を行いまして、データベース化することで、お問い合わせがあった場合に対応してまいりたいというふうに考えております。

もう1点、民間では、村内での宅地開発の希望が多いというふうにお聞きをしてお

りますので、特に下段地域で、道路が狭いであるとか、あるいはないために宅地開発が進まないような場所について、道路の新設改良のための調査設計を予定をしております。民間による宅地開発を後押ししていきたいというふうに考えております。

まずはこの2点に取り組んだ上で、村が宅地開発を行うことに関しましては、今後の検討課題というふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） ただいまの答弁のとおり、いよいよ下段地域に開発の予定地を模索していくということにつきましては、私も賛成でございます。

地元金融機関からの情報によりますと、現在、喬木村におきましては、不動産情報として提供されている件数が、内情報として3件だそうです。ちなみに、お隣の豊丘村では24件、高森町が46件、飯田市の松尾につきましては53件という状況のようでございます。

各地の住宅取得に対する印象は、豊丘は、土地が安くて分譲地や売り地が多いと、補助政策もあるということです。高森町につきましては、学校が新しく公園も多い。利便性のわりには土地が高いということのようでございます。また、土地等取得のための補助は、高森町にはないということでもあります。飯田市松尾地区につきましては、売り地や分譲地の情報は多いが、すぐに売れてしまうということで、土地は高いということでもあります。

それぞれ各地域によって印象が違うようではありますが、一方で、当村におけるその印象というものは、土地代は豊丘よりは高いものの、松尾や座光寺よりも安くて補助もあって、学校、商店、駅、バスの利便性はよいというふうに評価をされているようでもあります。

残念ながら、土地情報が少ないといったその状況のようでもありますので、今後、やはり土地に関する情報の情報提供ができることが大事なのかなというふうに感じておるところであります。

そういった中で、4番目の質問であります。不動産事業を効果的に推進していくためには、外部委託でもよいので、当該事例が生じたときには、瞬時に対応できるような専門的な体系づくりや、有識者の配置が必要だというふうに感じるわけですが、村の現状と今後の考え方について、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

村澤企画財政課長。

○企画財政課長（村澤明彦） 現在、空き家バンクへの登録の様子についてお話しをしますと、登録の依頼のあった物件については、すべて登録を行っております。

また、空き家バンクを通じまして、空き家を所有される方と購入・賃貸を希望される方の契約につきましては、先ほど申し上げたとおり、当事者同士でのお願いをしておるところでございます。

そのために、現在の空き家バンク制度で問題となっておりますのは、希望する物件が、入居の際に耐震も含めまして、どの程度の修繕が必要になるのかの判断がつかない。また、売買や賃貸の金額の目安がわからない。契約後に起きたトラブルへの対応ができないなどの問題がございます。

また、先ほど申し上げましたとおり、現在はいわゆる宅地バンクの運営は行っておりませんので、住宅用地の確保や情報についても、村での把握が困難というような状況になっております。

そこで、バンクへの登録依頼があった空き家ですとか、今後始める住宅用地について、賃貸や売買についての適正調査や、契約時の仲介を担っていただくよう、宅地建物取引業協会の飯田下伊那の組織であります飯伊不動産組合と、平成31年度の早い時期に協定を結ぶよう、現在協議を進めておるところでございます。

これによりまして、議員ご提案の外部有識者の配置が完了するものというふうに考えております。

以上です。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 有識者の配置につきましては、そういったことでぜひ進めていただきたいと思っておりますし、そういった情報の共有が、今後先に進められるのかなというふうに思うところがございます。

先ほど来の地元金融機関の情報によりますと、喬木村におきましても、大手メーカー何社もあるわけでありましたが、をはじめ多くの住宅メーカーからの問い合わせが寄せられているんだというふうにお聞きをいたしました。

そうしますと、こういったチャンスをきちんととらえて、前に進めていくことが大切ではないかなというふうに、私は思うところがございます。

そこで、5番目の質問であります。先ほど飯田市では、「結いターン移住定住推進

室」を4月より設けるという報道がなされたところでございます。住居や仕事、子育て環境など、移住希望者が描くそれぞれのスタイルや抱える課題に応じ、ワンストップの相談支援を担うということのようでございます。加えて、移住希望につなげるための情報発信や相談会の開催も手掛けるとしております。

このことを喬木村に置き換えて考えてみますと、まさに今抱える課題にマッチした施策だというふうに感ずるところでございます。窓口の一本化は一応なされているように思ってお聞きをいたしました。これにつきましては、理にかなった政策だと私は考えますが、村としてどのように考えているか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 前段の質問の中で、お答えをさせていただいたとおりでございますけれども、まだ喬木村として、こう通年、皆様にご紹介できるような資源を持ち合わせていないという中で、通年こう業務をあたるだけの仕事量が確保できるかという、現段階では難しいなというふうに思っております。

移住・定住の取り組みを進めるにあたりまして、外から来た皆様が、ここに行けばいいと、わかりやすい係を置くということは大変効果的だというふうに思っております。これは将来的に置かないという意味ではなく、現状では難しいということで、ご理解をいただきたいと思っております。今の自治体の規模ですとか、相談件数がどれくらいかということをお勘案しますと、本村では、現状では厳しいのかなというふうに思っています。

ただ、地方創生の取り組みが始まりまして、村でも平成28年度末から企画財政課を総合的な移住・定住相談の窓口としておりまして、長野県が進めております、移住コンシェルジュであるとか、村のホームページの移住・定住特設ページでも、問い合わせが徐々にではありますが増えておりまして、そちらの対応を企画財政課ということにさせていただいております。

また、先ほど答弁で申し上げましたとおり、移住・定住の専任の臨時職員を置いておりまして、可能な限り、ワンストップの対応ということで取り組みをさせていただいております。

都市部での移住相談については、喬木村という知名度はほぼゼロに等しいという中での取り組みになりますので、まずは長野県主催の移住相談会でありますとか、南信州広域連合全体で取り組んでいるイベント等に積極的に参加をさせていただくことで、

この取り組みの支援をしていくし喬木村を売り込んでいきたいと、その窓口については、当面、企画財政課にしたいなというふうに思っているところであります。

今年度の新年度の予算で、これからご審議をいただくわけでございますけれども、まずは宅地開発可能地について、そのアクセス道路の整備について、今回、調査・研究するための費用を計上させていただいております。いろんな方面から喬木村に家を建てたいというお話はしっかり伺っておりますので、その需要にお応えできるように、村としては準備をしていき、そのストックがしっかりできた段階で、恒常的な新しい係の設置というのも見えてくるのかなというふうに思いますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） ただいま答弁いただきましたとおり、移住・定住の事案が恒常的に発生していないという中では、係を設けて事業を遂行していくということは、なかなか難しいということは理解をいたします。しかしながら、将来を見据える中で、数々の諸施策をしっかりと結びつけて、所期の目的が達成することは、村の将来を展望する上では大切ではないかなというふうに感じておるところであります。

喬木村において、暮らしを創造する上で、利便性が高いという評価もあるわけですから、より積極的な施策に転じていくことが必要だと感じております。

今後の展開に期待を申し上げまして、私の質問を閉じます。

以上です。

○議長（下岡幸文） 以上で下平貢議員の質問を終わります。

お諮りいたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は、午前10時30分といたします。

休 憩 午前10時15分

再 開 午前10時30分

○議長（下岡幸文） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

◇ 通告4番 東原 靖雄 ◇

○議長（下岡幸文） 通告4番、東原靖雄君。

東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） 議席番号6番、東原靖雄です。

質問は2つありますけれど、まず最初に、公有林野等の官行造林地の契約について、これは昭和30年～35年頃だと思いますけれど、営林署との契約のことです。

公有林野等の官行造林契約終了にあたって、契約者、喬木村長、平成17年度会計検査の実施検査において、公有林野等の官行造林地について、「安易な契約延長ではなく、早期に契約終了をすべき」とされ、契約期間の終了をもって再契約をしないこととなっています。

1つ目の質問として、喬木村公有林野等の官行造林地は、昭和13年3月～平成36年3月まで86年間、今から5年後には南信森林管理署と契約が終了となります。

契約の面積は1林班から5林班になり、214.24ヘクタールで、材積はヒノキ、アカマツ、カラマツ、広葉樹合わせて4万5,944立方メートルの材木があります。契約終了にあたって二通りの手法があります。

1つ目として、契約箇所を皆伐し、その売り払い代金を処分することで契約を終了する、満了すると、分収割合は、国が5割、所有者が5割というふうになっています。

2つ目として、長伐期化を念頭に、立木を伐採せず、国の持ち分について、当方の規定等に定められた方法により算定評価した代金をお支払いいただくことで契約を満了とする方法です。

この2つの選択することとなりますが、村ではどちらの選択をするか、または他の方法の考えがあるか、お聞きします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 大変大きな問題であるというふうに思っております。

官行造林制度は、公有林野等における荒廃林地の復旧を図るために、大正9年以降に国が地方公共団体等と契約して植林をしてきたということになります。

村の官行造林地は、豊丘村地籍の十二山に1団地、そして大島に1団地、氏乗の木鉢洞に3団地の計5団地がございまして、契約期間は昭和13年3月～平成36年3月の86年間という契約が結ばれております。

職員の中でも、なんで86年なんだろうということは議論になりましたが、契約時か

ら数えますと、昭和 100 年にあたるのが 86 年後ということで、当時結ばれたのかなあというふうに思っております。

当時としましては、官行造林にして木を売ることによってお互いに潤うじゃないかという、大変いい契約だったというふうに思いますが、第二次大戦前の 10 年も前の契約でございますので、当時こんな世の中になるということは想定されていなかったんだろうなということが容易に推測をされます。

それでいよいよ平成 36 年にその期限がまいるということになります。これら官行造林地の分収契約終了にあたっては、議員がおっしゃられましたとおり、契約箇所を皆伐して、その売上代金を 50 対 50 で分収することで契約を満了とする方法と、長伐期化を念頭に、立木を伐採をせずに国の持ち分について、国が決めた方式によって出される評価された代金を村が支払って契約満了する、二つに一つの方法しかないということになります。

ただ、事情が段々変わってまいりまして、喬木村は、200 ヘクタールの山林を伐採して、その木を売ってお金になるのかという問題もございます。国の持ち分を村が買うということになりますと、裸のまま置いておくわけにはいきませんので、新たな植林をして保育をしなければいけないということになりますと、試算ですけれども、1 ヘクタール当たり 200 万円くらいかかるだろうと、この官行造林の契約は 200 ヘクタールを超えるわけですから、それだけで 4 億円くらいのお金がかかりますよということになってまいります。このどちらの方法をとるのかという大変難しいご質問をいただいたということになります。

村における分収契約の満了に対する課題としましては、伐採して分収したとしても、国と村が分け合ったとしても、現況の材価から伐採した後の、先ほど言いましたヘクタール当たり 200 万円というお金は、とても生み出せないだろうということ。持ち分買い取りにつきましても、200 ヘクタールですから、相当の額を村が用意をしなければいけないということで、現時点ではどちらにしようかなという明確な判断はできないなというところがございます。

会計検査院の指摘の中では、この契約は再延長は認めないということになっておりますが、国の持ち分を買収する場合については、5 年間の延長を認めるというふうになっておりまして、これはどういうことかと、一時金でその山の木を買うお金を村は工面するのは大変だから、5 年間で分割払いは認めますよというような制度だということになります。

ということで、将来的にも材価、木材の単価の上昇というのは見込めるのかなと考えたときに、平成 36 年という時限を考えますと、これはかなり難しいのかなあということ、維持管理だけの費用がかかっていくということになるのかなあというふうに思いますし、伐採して分収した後に、針葉樹ではなくて、災害に強いとされる広葉樹を植えることで、国土保全に対応する方にするんだということも、検討の余地はあるのかなあというふうに思っております。

いずれにしても、国の方から精算金の提示が 36 年に向かってあるというふうに思っておりますので、その時点でしっかりと判断をしていきたいというふうに思っております。

同様に下伊那郡下、飯田市も含めまして、数多くのこの官行造林地がございまして、うちより早く契約が切れてくるところもございまして。今までに契約の切れたところは、どこも国の持ち分を市町村が買収をしているという実態でございまして、山の木を伐採して、国と村が持ち分 50:50 で持ち合いましょうという選択をした市町村は、今のところないという事実はございまして。

以上です。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

東原靖雄君。

○6 番（東原靖雄） 今、選択でなく、今後もっと協議をしていくと、営林署でも協議をして、そうした解決をしていきたいと。

ただ、私が思うに、皆伐をして 214 ヘクタールもして、今後水害、これが一番怖いことになるし、そして皆伐しちゃうと、もちろん今言ったことと、村長さんが言われたように、1 ヘクタール 200 万円と、かなり 4 億円以上のお金がかかるということがあります。長期化ということになりますと、そうしたお金で解釈をした方がいいかなあというふうに思いますけれど、ただ、少しの金でなく、かなり先ほど言った 4 万 5,944 立米の材木、これ今は獣害あるいは風倒木、蔓等により、これが 100%ということではなく、森林組合の積算あるいは単価でいっても、6 割ぐらいの 2 万 7,700 立米、そして金額にすると、今言われたように木材事情は悪いしということで、2 億円、それでも 2 億円はかかります。国の分収でいくと、国への分を買うとなると 1 億円の、2 分の 1 の 1 億円が支払いをしにやあならんということが迫られております。

どうか、その 5 年後にはそうした協議をして、村民にわかりやすい説明をお願いできればいいかなと思います。

同じようなことに、所有者が、でも管理者が違うということでの質問をさせていただきます。

小川耕地財産区公有林野等官行造林地は、契約者、同じく喬木村長であります。昭和34年6月～平成42年12月まで70年間ということで、11年後には南信森林管理署との契約が終了となります。

契約の面積は、1林班で、村の林班でいくと70林班になるわけですが、76.20ヘクタール、材積は、先ほどと同じ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、広葉樹合わせて1万475立米の材木があります。

契約終了にあたっては、先ほどの説明をしました、喬木村公有林野等の同様、二通りの手法があります。これもどちらを選択しますか、村の考えをお聞きします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） お答えをいたします。

小川耕地財産区の官行造林地は、氏乗の鬼ヶ城沢源流一帯に1団地がございます。

お話にございましたとおり、この分収契約が昭和34年6月～平成42年12月までの70年間ということで、こちら分収契約満了後は、先ほどの二通りの方法で精算ということになるかというふうに思います。

結論から申し上げますと、小川耕地財産区分収契約地について、村は一切関わらないということを申し上げたいというふうに思っております。

喬木村にお住まいの方でしたらどなたもご存じかと思いますが、村と財産区はずっと係争の歴史を繰り返しておりまして、大正時代から裁判まで行って、今まで経過をしてくれているということになります。

その中で、これは再度確認のために、若い皆さんもいらっしゃいますので、確認のために申し上げますと、平成4年の四部落連合会の総会において、昭和37年に村と財産区の係争の和解ができています。そのときの契約の中の解決案の第4項に、村はこの事業の推進のために造成された立木を売却処分の際、売上額の100分の10を、その都度四部落連合会に交付するという要綱が残っておりました。

これについて、平成4年に、先ほど申しました総会におきまして、昭和30年以降、度重なる折衝、契約、また変更と、めまぐるしい経緯を経て、昭和37年、かろうじて村と四部落連合会との間に合意解決案が成立し、長年の山問題は終結、一切の契約等はこれをもって解消する。しかしながら、解決案の一条項だけが半永久的に有効事項

として残る。それが先ほど申しました、売り上げの100分の10をその都度四部落に払っていくという契約になりますが、この件につきましては、これは年変わり、人変わるに従って、いつしか忘れ去られたり、またときに問題の火種ともなりかねない。この条項が発効するのは数十年後と考えられるが、それだけに現在で処理可能な件は処理しておくことが、村、四部落連合会ともに得策と考える。

そこで、平成4年2月1日、連合会総務委員会開催におきまして、平成4年1月18日付、三三第166号をもって、要請のあった昭和37年6月3日、喬木村議会議案第31号として議決の、喬木村山問題解決案中第4項の100分の10の件は、村より四部落連合会が一時金250万円の交付を受けることにより解消する。よって、今後問題となる点は一切ないことを確認する、という契約が結ばれておりまして、ずっと村はその支払いを財産区に対してしてまいりました。

ということで、この件については、すべて解決済ということになりますので、処分の方法、それからの処理についても、財産区の議会の方でしっかりご検討いただいて、自ら決めていただくことだということで、村は一切口出しをしないということになります。

以上です。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） 喬木村の小川耕地財産区と村とは、今されたように、私も実際には加わっておりませんが、喬木村の山問題は非常に問題が何年もかかり、東京の裁判所まで、高裁まで行って争ってきたと、これは歴史に残る一つの喬木村の事件ではないかなあというふうに思います。

今、答弁されたように、そういった契約があるということであれば、その向きで再度確認しておきたいというふうに思います。

いずれにしても、村民の、先ほどの件と同じように納得できる、今は小川財産区についてはそういう契約ということで、納得されたというふうに思います。

2つ目の質問として、全国森林環境税について、平成29年度喬木村議会第3回定例会において、発議第13号で「全国森林環境税」の意見書を、衆参議長、各関係大臣宛に提出している懸案であります。今国会の第198国会に「全国森林環境税」が提出されていますが、今国会に可決されれば、納税は2024年度からであるが、2019年度、今年度より前倒しし、施行されているといわれています。

昨今、ゲリラ台風、豪雨、また災害が発生しています。昨年は西日本の広島県の流木ダムにより多くの方々が犠牲になりました。喬木村でも、昨年の9月の21号台風により、基幹林道大島氏乗線の法面の崩壊、路肩の決壊により工事が中止されています。防災・減災を行い、国土強靱な山林を造らなくてはなりません。

2019年度より前倒しにより施行されます、全国森林環境税の活用は、どのような仕様であるか。また、本村でもぜひ取り組み、その計画性があればお聞きいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長（福澤博之） 森林環境税につきましては、東日本大震災復興税の方が2023年度をもって終了するというので、これに引き続く形で、2024年度から、納税者の方について1人当たり1,000円課税されるような内容となっております。

また、森林環境譲与税につきましては、2019年度から前倒しで、全国の地方自治体に交付されるということになっております。

分配の方法につきましては、私有林の割合、人口の割合、林業従事者の割合等を基に算定されまして、喬木村における初年度の算定額は約80万円ほどというふうにお聞きをしております。

この譲与税につきましては、2019年度から始まります森林経営管理制度の運用に充てるということが前提となっております、村では長期にわたって手入れされていないと思われ個人の方がお持ちの森林の方が対象、事業の対象となってまいります。

新年度の当初予算の方でもお願いしている案件でございますけれども、森林経営管理事業ということで、対象森林の現地調査、あと森林所有者の方からの今後の方向性、意向調査等の方を実施させていただければというふうに思っております。その調査の結果をもちまして、森林、林業として経営ができそうなものについては、所有者から民間の事業者の方に委託させていただいて、経営をしていただくという形を考えております。

それ以外の林業として経営がやっつけられない森林については、その譲与税の方を活用させていただいて、村として、間伐ですとか保育等といった管理をしていくということになるかと思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） 今、森林においては、非常に管理面で、個人的にももう空き家同然と

いうより、所有者がもうこの地にいないというような森林もあります。そうしたものも含めて、造林計画をやるというお話を聞いて、国土強靱な山造りができるかなというふうに期待していきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（下岡幸文） 以上で東原靖雄議員の質問は終わります。

◇ 通告5番 木下 温司 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告5番、木下温司君。

木下温司君。

○9番（木下温司） おはようございます。議席番号9番、木下温司です。

現在、国会では、労働統計問題や障害者雇用などについて論戦が続いております。

また、少子化が叫ばれる中、児童虐待などにより幼い命が失われる悲しいニュースも伝えられております。

さて、今回は、少し長期的な質問となりますが、喬木村の当面する課題についてということで、質問をさせていただきます。

定例会開会の村長あいさつの中でも触れられていた部分もありますが、今後の村を取り巻く課題等について、わかる範囲でご答弁いただければと思います。

はじめに、リニア・三遠南信道関連工事の今後について、質問をさせていただきます。

喬木村に係る高速交通網の建設工事は、この第5次総合計画が終わる2025年頃には、村内の様相が見えてくるものと思われれます。その間、工事の内容は違いますが、2つの工事が集中して行われることが予想されます。

北はリニア関係、南は三遠南信道、飯喬道路第3工区に伴う工事で、同時期に工事車両の増大が見込まれます。リニア関係については、4月頃からガイドウェイの工事が本格化します。三遠南信道関連では、作業道の建設が進められていますが、終了すると、本格的な本線工事が始まります。

そこで、共通して懸念されるのが、工事車両の増大による交通事故対策、環境対策です。

そこで、次の点についてお聞きをいたします。

工事車両は、土砂運搬のダンプをはじめ資材運搬の工事車両など多岐にわたり、村内を走る車両の数は、両工事の進捗状況によっては、村内全域で相当数の車両が通過

することになると思われます。

リニア関連は、まだ搬出先、運搬ルート等が決まっていないようですが、いずれにせよ、竜東一貫道路または県道等のルートが予想されます。

そこで心配されるのが、交通事故に対する対策です。昨年の11月、喬木村は交通死亡事故1000日を達成し、表彰を受けていますが、事故はいつ起こるか、わかりません。

三遠南信道については、搬出先及びルートが決まっていますが、今後の交通対策について、現段階でどのようにお考えか、お聞きをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） リニア中央新幹線、三遠南信自動車道の事業進捗に伴う交通安全対策は、というご質問ですが、現在、工事が施工されているのは、三遠南信自動車道の富田から氏乗にかけての本線及び工事用道路です。ここでは、狭隘な下条米川飯田線を避けての工事用車両の迂回や交通誘導員の配置、作業員への安全教育の徹底、注意喚起の看板設置、工事用車両の明示等、交通安全対策が実施をされています。

また、リニア中央新幹線では、堰下ガイドウェイ製作・保管ヤードの準備工が来月より着工予定となっておりますが、飯田養護学校やサンベリーたかぎも近いことから、こちらも同様の対策を取ることとなっております。

ただ、この秋から予定されております造成工事につきましては、どこから造成用の土砂が運ばれてくるのか、そのルートや台数はどのくらいになるのか、といった詳細はまだ明らかになっておりません。ですが、どのルートを通っても、最終的には竜東一貫道路からヤードへ搬入することとなります。

加えて、本議会開会あいさつにおいて村長も申しましたが、この地域全体でみると、三遠南信自動車道やリニア本線、長野県駅の工事のみならず、国道153号飯田北改良、座光寺上郷道路、座光寺スマートインターチェンジの設置といったアクセス道路網の整備、高森町へ整備されるガイドウェイ製作・保管ヤードとそのアクセス道路や、厚生病院前のラウンドアバウトの整備、宮ヶ瀬橋や新万年橋の架橋といった工事が集中してまいります。

発注者も、国やJR東海、長野県、市町村と多岐にわたり、受注業者もスーパーゼネコンから地元建設業者まで混在することとなります。

1月15日に行われた、リニア沿線市町村長とJR東海幹部との意見交換会では、市

瀬村長が、地域全体として工事用車両の運行について調整する機関の設置を提案したところです。これを受け、近隣の建設担当課長と北部総合事務組合のリニア・三遠南信対策ワーキンググループと土木・耕地ワーキンググループ合同で、北部管内のリニアをはじめとするそれぞれの工事計画を把握するとか、そのような調整機関の設置を県に働きかけていく、といったことを協議しています。

現在、北部総合事務組合事務局と調整中ですが、そのような活動を通じて調整機関の設置を実現するとともに、そこでの情報共有を通じて、村内の工事用車両の状況を把握し、通行台数や時間の調整、交通誘導員の適正配置といった交通安全対策につなげていきたいと考えています。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） 今お話をいただきましたように、喬木村だけではなく、この飯田下伊那周辺相当な工事の関係車両が多くなるかと思えます。全体の部分まではと申しませんが、ある程度の部分で安全に対する確認書みたいなものを作っていて、安協ですとか、あるいはPTAですとか、あるいは保護者会、それから老人クラブ等へ、徹底というか、啓蒙活動を続けるようなものを、もしルート等の確定がされた場合にはしていただくと、これは工事車両の方が気をつけるばかりでなくて、やっぱり村内を運転する高齢者の皆さんにも注意喚起をしていくということも必要ではないかなあというような気がいたします。

飯喬道路第3工区につきましては、11のトンネルと9つの橋梁で結ばれて、その6割がそのトンネルと橋梁という形になりますので、相当量のいわゆるコンクリートミキサーをはじめとして、橋梁も長短あると思えますけれども、鋼材等の運搬が行われるかと思えます。

それに関連して、村道の補修等について、伺います。

工事に関して、相当数の工事車両の通過が予想されますが、ご存じのように、道路の設計は道路によって施工基準が違い、舗装等も村道、県道、国道などそれぞれ違います。今後、村道等の補修に関して、補償等含めたどのように対応されるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） 工事用車両通過による道路補修への対応については、

例えば、地区内道路などで通行する工事用車両がどの工事のものか明らかである場合には、事前に発注者や施工業者と、工事途中での部分補修や完了後の修繕工事等の対応などを協議することができます。

しかし、幹線道路においては、先ほども答弁させていただいたように、村内外から多くの現場から工事用車両が通過することとなります。工事現場を迂回する一般車両の通行増も考えられ、その場合には、損傷の影響を特定することが難しくなります。

また、例えば、竜東一貫道路のように、県道と村道が混在するなど、工事用車両は、そのルート上において管理団体の異なる道路を通行していく場合が多くあります。

ですので、先ほども答弁いたしました調整機関を通じて、県やほかの市町村とともに維持管理の考え方について検討してまいりたいと考えています。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） 相当量の大型車両、またトレーラー等の通過がありまして、特に村道7号線につきましては、一番の中心道路というか、生活道路になっているんですけども、すぐというわけではないとは思いますが、馬草田の一部のところでは路肩が段々と沈んでいっているというのは、あそこはいつも下が沼地ということで、地盤がしっかりしてないんで、あまり大型車両がこれから集中しますと、ほかの上飯田線もなかなか通れないし、迂回路がないというようなこともありまして、そこらあたりについても、あれが止まってしまいますと、飯田市の上村・南信濃を含めた部分も非常に影響を及ぼしてくるんじゃないかなというような気がいたします。

次に、環境について、工事車両の通過による騒音・砂ぼこりなど、住環境への影響が危惧されます。

リニア関連では、騒音の少ない車両など環境に配慮することですが、多くの関係車両が投入される中、コントロールが可能なのか。また、三遠南信工事での騒音対策はどのようになっているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） 三遠南信自動車道の工事については、作業員に対する教育を徹底し、制限速度の厳守やアイドリングストップを実施することで、騒音の低減を図っています。また、工事現場内では、低騒音型建設機械の採用や点検及び整備による性能維持を図ることで、環境保全に対応しています。

多くの関係車両が投入される中でコントロールが可能か、とのご質問ですが、基本的には個々の事業において、発注者側と受注者側が協議をし、対応を進めていくことになるかと思えます。

その中で、先ほど答弁いたしましたように、この地域内で工事用車両の台数が増加することが予想されますので、その通過台数や通行時間帯の調整を行うことで、騒音の軽減を図っていきたいと考えています。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） なかなか生活にもそういった部分が及んでまいりますので、今、答弁いただきましたように、対策を講じていっていただければなというふうに思います。

リニア関係、それから三遠関係ですが、最後に、リニアガイドウェイ工事に伴う埋め立て土について、お伺いをいたします。

まだどここの工事現場から搬入になるかわかりませんが、埋め立て土の土質の調査も行われるのか。例えば、ヒ素などの鉱物が含まれていないのかなど、調査しておく必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） 先行してトンネル掘削が始められている大鹿村の例によりますと、トンネルからの発生土については、非常口付近の工事用ヤードで重金属等の含有について調査をし、問題のない土と、対策が必要な土とを分類しているとのことです。

堰下ガイドウェイ製作・保管ヤードは、平均の盛り土高が1.5メートルと低く、要対策土を処理するには適さないので、重金属等を含まない土を利用して造成することとなります。

土質調査について、村としては、JR東海や施工業者から調査データを提供してもらい、問題のない土かどうかを確認することを考えています。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） 充分そういった問題については調査をされるということですので、お願いしたいと思います。

三遠南信、飯喬道路第3工区7.5キロから出る残土の埋め立て地、胡桃沢残土処分

場、これは 2020 年度から搬入が開始されると聞いていますが、搬入は約 10 年間続き、50 万立方メートルが埋め立てられると、第 3 工区全体では 70 万立方、既に 2 箇所の埋め立てが行われております。その中でヒ素を含む硫黄堆積土が 40 万立方出ると試算されておりますが、将来に向けて、吸着剤などを使った十分な対策が必要ということで、ガイドウェイヤードにつきましても、後の建設に影響ないように、森友ではありませんけれども、きちっとした対応が必要ではないかなということでお聞きをいたしました。

次の質問に移ります。

こうした高速交通網の整備が進む中、村内の行政に関する動きも大きく変化が予想されます。

まず、公共施設の維持及び新規への対応について、質問させていただきます。

公共施設には、分野ごと公民館から学校関係まで数多くの施設が存在します。そのほか、インフラ関係では、道路、橋梁、上下水道など、それぞれに維持管理が必要となるわけです。

その中で、今後、大型施設としては、今日の南信州にも載っておりましたが、保育所のあり方検討会を先日開いて出席をさせていただきました。その答申による保育所の統合問題が喫緊の課題となります。

3 月 1 日に行われた保育園の今後のあり方に関する説明会において、今後の日程等が公表されました。今年度には北・中央の統合を踏まえた建設場所等の検討が始まると思われま。いずれにせよ、10 億近い資金が必要となると思われま。

今後、こうした投資が必要となる公共施設、現在では施設の状況から中学校の新築及び改修が課題となると思われま。大型投資だけに十分な検討が必要ですが、前回の佐藤議員の質問の答弁では、まだそこまで先のことは考えていないということでしたが、築年数では第一小学校より新しいのですが、現状ですと、老朽化が激しいように感じま。2027 年には中学校開校 80 周年を迎えることと思われま。そのころまでに全面改築できればと思われま。長期計画の中でどのようにお考えでしょうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 喬木中学校は、昭和 22 年に現在の中央社会体育館付近に建設をされま。2027 年には、議員ご指摘のとおり、開校 80 周年ということになります。現在

の校舎は、昭和 59 年に中原に移転をしまして、34 年が経過をしているというところになります。

村の財政負担の軽減・平準化及び公共施設の最適な配置を実現する目的で策定をされました喬木村公共施設等総合管理計画では、学校施設の大規模改修時期について 30 年経過時、建て替えについては 60 年経過時を考慮にして計算をさせていただいております。

長期計画の中でどのように考えているか、というご質問をいただいておりますが、毎年策定をしております実施計画において、中学校の大規模改修について、明確な時期を現在のところ定めておりません。

建設から 30 年以上経過をしている学校施設の維持管理の問題につきましては、昨年 12 月の佐藤議員の質問に対する答弁のとおり、今後の児童・生徒数の推移も考慮して、将来の喬木村の学校のあるべき姿を検討しなくてはならない時期が来ているというふうに認識をしております。

単独で中学校の大規模改修を進めるのか、それとも中学校の大規模改修に併せて小中一貫校や義務教育学校を設けるのか、新たに、中学校の改修のみならず、喬木村内の全体、学校全体の状況を見る中で、総合的に検討していく時期に来たのかなというふうに思っているところであります。

12 月定例会でも申し上げましたけれども、リニア・三遠南信道関連工事、あるいはリニアガイドウェイヤード跡地構想などで、今後 10 年間に喬木村が取り巻く環境が大きく変わる中、莫大な財政投資が必要になると予想されると、そこでさっきの山のような話も出てきます。そういった状況の中で、学校施設の改修も含めて、村全体の財政状況を踏まえた上で、必要な時期を見据えて取り組んでいきたいというふうに考えております。

ただし、それによりまして、今、学校に通われている子どもさんたちに不便があっ
てはいけないし、不都合があっ
てはいけないというのも事実でございます。

現在、中学校におきましては、空調設備の設置工事を 3 月まで竣工ということで進めさせていただいておりますし、来年はすべての教室の照明の LED 化、2020 年度にはトイレの洋式化工事というふうに、現在の不都合箇所を解消するための仕事はどんどんやっていきたいなあというふうに思っております。

生徒の学習環境ですとか、生活環境の整備については、これからも修繕・改修を行っていき、適切な時期に大規模改修、あるいは建て替え、あるいは中学校の新しい構

想に基づいた施設改修計画を煮詰めていきたいと、今のところは考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） 今、答弁いただきましたように、非常に長期的な視野と、それから教育環境の変化等も踏まえての対応ということになりますので、なかなかまだ早急にというような状況ではないかなと思います。

あと同じように、公共施設として水道関連の維持管理が課題となります。

国は、水道法の改正によって新たな方針を打ち出していますが、今後、少子高齢化による集落維持とともに、水道の維持管理も大変となります。国は、今後の改定で、コンセンション方式、所有権は官に運営は民間業者にを導入する方針ですが、長野県の地形等を考慮すれば、現在の段階では、県内の自治体では導入計画はないとされております。

水道に関わる限られた職員の数、管路の維持などとともに、人口減少による使用料の徴収減もあり、今後の運営状況によっては、料金の値上げ等もあるのではないかと思われますが、今後の見通しについて、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 水道については、経営の見える化ということで、平成30年度から企業会計へと切り替えて、収支がはっきりバランスが見えてくるようになりました。

現在作成をしております経営戦略の中では、人口の予測をこれから10年間で9.6%減少するだろうというふうに予測をしております。水需要の予測についても、よっぽど大きな事業者ですとか、観光客がうんと来るといような事情がない限り、人口に比例してこう減少していくのだろうという推測をしているところでございます。

したがいまして、水道の料金収入につきましても、今後10年間で約1割近い減収になるだろうという見通しで、今仕事をさせていただいております。

支出につきましても、浄水施設ですとか、配水管路などの老朽化による施設更新ですとか、維持管理に伴う費用の増加はこれからますます増えてくるという中で、また、リニア関連の開発行為によって、新規の投資が必要になってくるという時期にもなっております。

そんな中で、喬木村村営水道は、料金につきましても、平成9年4月1日に基本料金の改定を行って、平成27年4月には、税を内税方式から外税方式に変えた以外、20

年以上にわたりまして料金の値上げをせずにやってまいりました。

ただ、先ほども申しましたとおり、水道料金を収入源として経営しております企業体ということになりますので、この経営が赤字になる前に料金改定は計画していかなきゃいけないと思いますし、村の皆様にお示しをしなければいけないなというふうに思っています。

施設の維持管理につきましては、広域連携等を検討する中で、効率のいい経営方法を模索をして、企業の経営状況の分析を行って、経費の削減を行った上で、それでも赤字になっちゃうよということになりましたら、適切な時期に料金改定を住民の皆様をお願いをしなければいけないなというふうに思っているところですが、現在のところ、いつから値上げをするというような明確なビジョンは持っておりませんし、これからの人口推移と水の使用量を注視していかなきゃいけないなというふうに思っています。

いずれにしましても、安全、安心な水の供給について、しっかりと努力をさせていただき、経費の効率化に努めまして、住民の皆様にも過度の負担にならないように一生懸命頑張っていきたいなとは思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） 水道においても使用量は減り、収益は悪化し、水道管の更新など、今後のそういった部分が懸念されますけれども、今、村長答弁のように、現段階では今のところ安定した、供給と安定した収蔵量という形でお考えになっているということで安心をいたしました。

次に、また道路関連では、橋梁等の修繕に50年で27兆円という推定結果が、筑波大や高知工科大の研究グループによりまとめられたとの報道がありました。

政令都市を除く市区町村の場合、単純計算でも1自治体当たり1億5,000万ほどの負担が生じるといわれています。

県内は地形が複雑で、村内においても、管理する橋梁の数は多いと思われませんが、31年度当初予算にも橋梁の調査設計料などが3,000万ほど盛られていますし、林道でも1,000万ほどが盛られています。

橋梁長寿命化修繕計画に沿って、計画的な点検、補修等が行われると思いますが、歳入が多くは望めない中、今後どのように推移されるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） 村が管理する村道の橋梁は88橋ありまして、平成26年7月の道路法施行規則の改正により、5年に1回の定期点検が義務づけられています。

点検結果により、健全性が4段階に区別されておりまして、本村の橋梁は、レベルⅣの緊急措置段階はなく、レベルⅢの早期措置段階が7橋、レベルⅡの予防保全段階が59橋、レベルⅠの健全が22橋となっています。

レベルⅢの7橋については、今後5年間にレベルⅠ及びレベルⅡに回復する修繕工事を行う必要があります。

橋梁点検・修繕につきましては、国の社会資本整備総合交付金を充てておりますが、本年度の修繕工事に対する交付率は約31%と、低い状況になっています。

今後は、平成30年3月に策定いたしました橋梁長寿命化修繕計画により、点検と修繕工事を行ってまいります。下伊那土木技術センター組合職員と村職員による直営点検を実施するなど、経費を抑えた方法も取り入れながら、橋梁の確実な状況把握と、点検結果に基づく早期補修を行うことで、安全、安心な交通の確保を図ってまいりますと考えています。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） 計画に沿って順次改善、改修が進められているようで、今後の推移を見守っていきたいと思います。

いずれにしましても、なかなか目に見えない部分での点検、それから補修という形になりますが、非常に安全等もこれから考慮していかなきゃならないときでございしますので、そのようにまたよろしくお願いをしたいと思います。

そして、新たな投資として、来年のオリンピック、また2025年の大阪万博、2027年頃のリニア開通、三遠南信道開通に向け、予想もしない環境変化が考えられます。多くの人的交流の中には、多くの外国人の方も入ってこられると思いますが、統一サインについて、伺います。

これは以前、リニアに関して、広域連合のプロジェクトでも取り組んでいるとお聞きしましたが、その後の進展について伺います。

また、案内標識についてもいろいろありますが、その一つ、屋外の案内板については、これから多くの皆さんが訪れることを想定すれば、地域の案内標識は重要になっ

てくるものと思われます。ナビなど最新のシステムはあっても、やはり頼りになるのは案内標識です。

以前、上伊那地区の屋外案内板を手がける三風社のことについて触れましたが、現在、中川村まで来ているようです。また、阿智村でも統一した案内標識が目立つようになりました。

そこで、このような状況を考慮し、平成29年の7月に経済産業省が国際規格ISOに合わせ、案内図用記号の改訂を行っています。駐車場の表示や救護所等いくつかの改訂が行われています。リニア開通に向けた対策として、今からでも準備をしていくことが大切と考えますが、今後の見通しについて伺います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

村澤企画財政課長。

○企画財政課長（村澤明彦） ご質問の統一サインにつきましては、木曾地域や上伊那地域で行っているように、圏域で統一サインを定めた方が、村単独で行うよりもよいのではないかというふうに考えております。

ただ、南信州広域連合としては、まだまだ具体的に進んでおらず、ご指摘のとおり、一部町村では単特で統一サインを始めたような状況になっております。

現在の村の取り組みですが、第5次総合計画の重点プロジェクトの一つであります、交通網活用プロジェクトにおいて、統一サインの検討を行っています。

議員からご紹介のありました三風の会からもお話をお聞きしまして、三風デザインの看板を採用することも一つの方法ではないかというふうに考えているところです。

そこで、北部総合事務組合の企画ワーキングにて、三風デザインの採用について、喬木村から提案をさせていただき、できれば、まずは北部5町村で取り組んではいかかというふうに考えておるところです。

リニア・三遠南信でこの地域を訪れる皆様にとっては、統一された看板は魅力ある景観として感じていただけるというふうに思いますし、わかりやすい表示はホスピタリティ、おもてなしの向上にもつながりますので、広域連合には引き続き働きかけてまいりたいと思っています。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） 現在、北部5町村をはじめ、そういった関係機関で検討を始められているということで、安心をいたしました。

写真等の表示ができれば、上伊那それから阿智村等の看板も撮ってきておりますので、見ていただければわかると思いますけれども、非常に全体の地域の環境に溶け込んだ、すんなりとした看板になっているというような気がいたします。

この問題については、直接、住民福祉と結びつくものではありませんかもしれませんが、国県が進めるインバウンドをはじめ、観光施策の一つとして今後取り組んでいくことが、間接的に地域の活性化につながるものと思います。

このほどの調査結果で、移住先の1位に長野県が選ばれています。今後、交流人口の拡大、高速交通網時代の到来による外国人の受け入れなどに、こうしたきめ細かな対応が必要と考えます。

このように、一つ一つ事業については計画的に進められていると思われませんが、災害等思わぬ事態に遭遇することもあります。第5次喬木村総合計画が終了する2025年、そのころには喬木村の様相が大きく変わってくると思いますが、景観だけでなく、暮らしや産業面でも進展していかなくてはと考えております。

今回、少し長いスパンでの質問となりましたが、公共施設の維持管理やインフラ整備は、長期の計画で進めていかなくてはなりません。人口減、歳入減を少しでも抑えながら、明るく前向きなむらづくりにしていかなければと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（下岡幸文） 以上で木下温司議員の質問を終わります。

ただいまの時刻は11時30分であります。

本日、くりんネットの放送は12時15分からというふうにお聞きしておりますので、40分時間がございますので、続いて一般質問を続けたいというふうに思います。

◇ 通告6番 福澤 真理子 ◇

○議長（下岡幸文） それでは、通告6番、福澤真理子君。

福澤真理子君。

○3番（福澤真理子） 議席番号3番、福澤真理子です。

2つの質問をお願いいたします。

まず、1つ目の質問ですが、保育料の無償化に伴う給食費の扱いについて、お伺いいたします。

本年、2019年10月から実施される予定になっております幼児教育・保育の無償化に伴い、国は、給食費など実費徴収しているものは無償の対象から除くことを原則と

するという方向で検討を進めているような報道があります。

村内保育所では、現在、3歳以上児の2号認定の子どもは、主食はご飯を持参し、副食は保育料に含まれています。給食費としての徴収はされていないと思います。3歳未満児の3号認定の子どもには、主食費・副食費が保育料に含まれている形となっていると思います。

家庭の経済面から見たとき、給食費が実費徴収となった場合、保育料が減免されている低所得の人が負担増にならないかと心配する向きもあります。

幼児教育の無償化により、保護者の負担が軽減されるにもかかわらず、保育の一部として認識されている給食について、逆に負担が増えるような実費徴収はするべきではないと私は考えています。

今の時点で、国からのはっきりした決まったことも充分ではない情報がないという中だと思いますが、今の時点で村としてどのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 幼児教育の無償化につきましては、国では、財源を消費税増税分としていることから、引き上げ開始が予定をされております2019年の10月から実施されるという方針が示されているところでございます。

幼児教育の無償化については、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育、あるいは保育の役割の重要性と、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図るといった少子化対策の観点から実施されるものとされているところであります。

利用料、保育料の無償化の対象範囲につきましては、新しい経済政策パッケージ及び経済財政運営と改革の基本方針2018、いわゆる骨太の方針の2018年版において示されているとおり、3歳から5歳までのすべての子どもと0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもというふうに行われているところであります。

議員ご質問の給食費のことについてでありますけれども、国では、食材料費の取り扱いについては、これまでも基本的に実費徴収または保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化においても、この考え方を維持し、3歳から5歳までの子どもたちの食材料費については、主食費、副食費ともに実費徴収を基本とする、としておるところでございます。

現行、保育料が無償とされている生活保護世帯ですとか、ひとり親世帯については、

免除措置を継続するとともに、副食費の免除措置の対象を年収 360 万円未満相当の世帯まで拡充する、というふうにしているところでございます。

現況でこれを喬木村の保育園の園児をもたれる家庭に当てはめると、約 4 割以上の方が、4 割くらいの方が減免といいますか、給食費免除の対象となるということになります。

この給食費の取り扱いについては、実際、在宅で子育てをしていますが、子どもさんにはご飯を食べさせなきゃいけないという費用でございまして、実費徴収を基本とする国の方針を踏まえるということも大切なことかなというふうに思います。

その一方で、議員ご指摘のとおり、喬木村としては保育料を給食費として徴収しているということに、保護者のイメージがないという問題があります。学校の方では、給食費という形で徴収しておりますので、これが給食費なんだというイメージはあると思いますが、保育園にお通いになる保護者さんにとっては、保育料が、給食費の一部が入っているという概念は持ち合わせていないんだろうなというふうに思っているところであります。

ということで、先ほどの国の方針は、私的にはわかりましたと、これから先 10 月までにかけて、実はこれも当初予算の審議の中で予算化するかどうか、大変悩ましいところで、もめたところではございますけれども、国の明確な方針が出されて、今までも保育料の水準ですとか、随分、広域連合あるいは地域の市町村で目合わせをしてまいりましたので、ほかの自治体とどういう考え方もっていかうかというような意思疎通を図りながら、10 月までのしかるべき間のあいだに、この件については結論を出していきたいなというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、国の方針をしっかりと出していただいて、それが検討の土台となってまいりますので、結果についてはもうしばらくお待ちをいただければというふうに思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

福澤真理子君。

○3 番（福澤真理子） 国の方針がしっかり示されてからということで、充分検討をしていただくということですが、4 割くらいが減免の対象になるということですが、ぜひ経済面から見たときに、やっぱり子育ての支援ということも含めて、できるだけ負担が少なくなるような形で進めていただきたいと思いますと思っております。

次に、これは今 360 万円未満という数字が示されましたけれども、現在、多子世帯

で保育料が無償となっている園児もおりまして、これは給食費が実費というふうに関現
実で動き出した場合に、これらの園児への対応は、現時点でどのようにお考えか、お
聞きしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 多子世帯の方で無償となっている方の対応についてで
すけれども、3歳以上児で第3子以降のお子さんにつきましては、国の基準とは別に
村独自の減免措置を実施させていただいておりまして、保育料が無償と、現在でもな
っております。

現在、無償の対象となっている方につきましては、国が示しております、今回の無
償化により世帯の負担が増加することのないように配慮すること、を踏まえまして、
現段階におきましては、3歳以上児で第3子以降のお子さんの保育料につきましては、
給食費も含めまして、無償化を継続する方向で考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

福澤眞理子君。

○3番（福澤眞理子） よくわかりました。継続するという方針だということで、確認をさ
せていただきます。

次に、考え方の問題ですけれども、保育所の給食は、子どもには食が一番大事とい
うことで、児童福祉法に基づいて、保育所には調理室を設置し、給食は保育の一環と
されていると思います。

厚生労働省の保育所における食事の提供ガイドラインの中で、乳幼児期は食を営む
力の基礎を培い、それらをさらに発展させて生きる力につなげるための重要な時期で、
周囲の人と関係しながら、食を通じて体験したさまざまなことが、体だけではなく、
心の健やかな成長・発達にも大きな影響を与える。そして、現在の心身の成長・発達
に影響することに加えて、味覚や食嗜好の基礎も培われ、それらはその後の食習慣に
も影響を与えるために、この時期の食生活や栄養については、生涯を通じた健康、特
に生活習慣病予防という長期的な視点からも考える必要がある、というふうに指摘を
されています。

給食が始まったのは、食べるものにも事欠く時代だったと思います。近年は、いつ
でもどこでも好きなものを比較的容易に食べることが可能な時代となっています。反
面、乳幼児の保護者でも働く人が増え、食事の準備に時間や手間があまりかけられな

い場面も多くあるのではないかと思います。家庭での食のあり方が変化しております。この中で、保育所等での食事が、栄養のバランスを考える上でも重要な役割を担っていると思います。

先のガイドラインで、食育の推進として、保育所資源を生かして、地域と連携しながら、在宅子育て家庭への支援に努めることということも挙げられています。これはとても大事な点だと思っています。

また、昨今、子どもの貧困がいわれております。村では、世帯の所得の階層区分も、所得の低い方に配慮されたものであり、負担軽減策も講じられているところですが、食育は、守られるべき子どもの発達を保障するために必要な取り組みと思います。

国が決めることではありますが、全国保育協会でも、食材料費を実費徴収しないよう意見書を上げている現状があります。

先ほど、国の方針に従ってという、市瀬村長のご答弁がありましたけれども、以上のような点から、給食は無償がふさわしいというふうに私は考えるのですが、改めて村の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 議員のご質問にありました給食につきましては、保育の一環であると、そういった部分につきましては、食育に関する、先ほどおっしゃられました食育に関することだと認識させていただいております。

村内の保育園の保育目標の中にも、食に関することを学ぶことを、保育園児の時期から進めていくこと、それから食材というものは、こういった部分で提供されているかということも、小さいうちから学んでいくことも、非常に食育に関係してくると思いますので、そういった部分につきましては、進めていきたいというふうに考えております。

給食費の無償化につきましては、先ほど村長より答弁させていただきましたとおり、国の、今後国から出ます詳細な説明を受けまして、近隣の市町村とも情報を交換しながら、また喬木村の財政状況を勘案した上で検討させていただいて、お示しさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

福澤真理子君。

○3番（福澤真理子） いろいろ財源の問題とかもありますし、考えるべきことはたくさん

あると思いますけれども、子どもの食は、将来にわたる大切な事柄だと思っています。ガイドラインでも触れられているように、空腹を満たし、成長・発達を保障することにとどまらない子どもの体の成長とともに、心の育ちをも支援しているものだと思います。

子育て支援の観点からも、未来への投資というふうには考えられないでしょうか。ぜひ負担軽減の方向で、前向きな検討を望むものであります。

以上で1つ目の質問を終わります。

2つ目に移ります。

国民健康保険税の負担軽減を図ることは検討できないかということで、お伺いしたいと思います。

ちょっと長くなりますが、日本の医療保障制度は、原則として、国籍に関係なく国内に住所を有するすべての人が、何らかの公的医療保険に加入しなくてはならない皆保険制度となっています。

国民健康保険、以下国保と呼ばせていただきますが、国保は、75歳未満の会社員らが加入する協会けんぽや組合健保など、被用者保険に加入していない人が加入しています。国保は、年金生活者、失業者、健康保険非適用の事業所に勤める労働者、あるいは自営業者など、所得の低い人が多く加入する医療保険となっています。

被用者保険の加入条件が変わりまして、加入しやすくなり、被用者保険に移行する人が増え、また必然的に国保が、さらに保険料の負担能力の高くない人たちのまさに命綱となっていると思います。

政府、厚生労働省も、全国知事会や全国市長会など地方団体も、医師会などの医療関係者も、国保を最後のセーフティーネットと位置づけています。しかし、その保険料は、協会けんぽや大企業の従業員が加入する健保組合よりも遙かに高いものになっています。

国保制度改革を巡る協議の中で、全国知事会などの地方団体は、国保の構造問題解決策として、保険料をせめて協会けんぽ並みに引き下げのため、1兆円の公費負担増を行う。子育て世帯の国保料を高騰させる原因である均等割を見直す。子どもの医療費無料化を行う自治体に対する国庫負担減額のペナルティーをやめるなどを要求しています。

こうした地方団体の要求や国民世論の高まり、国会での追及などを受け、厚労省は、自治体による子どもの医療費無料化へのペナルティーについて、18年度中から未就学

児に対する措置に限って、国庫負担の減額をやめる、ペナルティーを科すのをやめるということを決めています。

3月3日付の新聞赤旗に、国保中央会会長の高知市長、岡崎氏の談話が掲載されておりました。

国保加入者の負担も限界に近づいている。全国知事会のように1兆円という金額まではいきませんが、全国市長会としても一貫し、一定の公費拡充を要望しています。国保料には、世帯の人数1人につき一定額を加算する均等割があります。単純なかけ算になっているので、子どもが多い世帯ほど負担が重くなる。保育・幼児教育の無償化など、これから子どもを産み育てやすいように、少子化対策をやっていこうというときです。それだけに子どもの数の多い世帯の均等割については、制度上、見直した方がいいのではないかと。抜粋ですが、このように言われています。

所得のない子どもにまで税負担を強いるものとなっており、さまざまところで均等割の見直しについて言及されているところでもあります。

そこで、国の制度でもあり、簡単にはもちろん変えられるものではないと承知しておりますけれども、村として、子どもの均等割分を除くなどの施策は考えられないものでしょうか。お伺いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） 子育て支援策として、国民健康保険税における子どもの均等割額を減免できないか、というご質問ですけれども、特定の方を減免するということは、被保険者全体で賦課される金額は決まっておりますので、新たな問題が生じることになると思われます。

また、補助金で支援するといった方法の場合でも、一般会計からの繰り出しにはない事業となりますので、特別会計の中で運営するためには、保険税の増額も必要となります。

こういったことによりまして、村としましては、税法上定められたこと以外については考えておりません。

子育て支援策としましては、現在、村は保育料の軽減など、すべての子どもに対応した子育て支援策も行っているところではありますが、今後も引き続き効果的な方法を検討してまいりたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

福澤眞理子君。

○3番（福澤眞理子） 村は、法に基づく減免など、ほかに比べて、他町村に比べても手厚くなっているように担当課からお聞きしているところですが、今の課長の答弁のように、もう税法上定められていること以外はやらないということで、手は尽くしており、これ以上軽減の必要はないというふうにお考えですか。

○議長（下岡幸文） 市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 税法というのは法律なんで、それを守るといのは、我々の責務でございますので、税法にないことはできないということと、先ほど申しましたとおり、均等割を減免するというと、ほかの国保の皆さんの保険料を上げないと対応できないということになりますので、単に子育て世帯だけの問題ではないという問題をはらんでおりますので、相対的に検討して、税法で定めのないことはできないという判断をしているところであります。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

福澤眞理子君。

○3番（福澤眞理子） 長野県内では小海町が、今年度、平成30年度から18歳未満の第3子以降の子どもについて、生活支援として負担の軽減を図るということを実施していると思います。今年度は国保特別会計からの支出であり、来年度は一般会計からの支出を検討中というふうにもお聞きしております。

子どもに係る均等割を独自に、減免という言葉がふさわしいかどうか、法律的にちょっと研究をまだ充分しておりませんが、減らす、負担を降らすという自治体が、全国でも少なくとも25くらいあるということがわかったという記事に触れております。

厳しい財政の状況ということはよく承知しておりますけれども、子育て世帯の支援策として、全国に実施している自治体があるということでもありますので、こういった方面で一緒に研究をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（下岡幸文） ただいまの質問は通告にございません。冒頭に申し上げましたけれども、通告にない場合には発言を止めます。ルールを守って質問してください。

○3番（福澤眞理子） それでは、まとめというか、最後の発言に代えます。

今、質問にはないということで、申し訳ありません。

ということですが、全国にはそういう自治体もあるということでぜひ、国保税は高いというのは、これは多くの人の感じているところではないかというふうに思います。

これは国が基にあることで、国の交付金というか、補助が段々に下がってきているところにも大きな原因があるのではないかと思いますので、村だけで解決できることではありません。病気をしても安心して治療を受けられて、また元気に生活できるようになるということが、村民の一番の希望ではないかと思います。ぜひいろんな方策で負担が軽減を図っていけるような形で、ぜひ一緒に検討を進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（下岡幸文） 以上で福澤眞理子議員の質問を終わります。

お諮りいたします。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は、午後 1 時 5 分といたします。

休 憩 午前 11 時 52 分

再 開 午後 1 時 05 分

○議長（下岡幸文） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

◇ 通告 7 番 中森 高茂 ◇

○議長（下岡幸文） 通告 7 番、中森高茂君。

中森高茂君。

○7 番（中森高茂） 議席番号 7 番、中森高茂でございます。

今回、4 つの質問でございますが、民生費、衛生費の 2 つのほか、あとリニアの件、そして最後には北耕地の道路整備の件について、4 つの質問を行います。

まず、はじめの質問でございます。

移送支援事業の予算等の見直しについて、お尋ねいたします。

平成 30 年度の予算におきまして、移送支援事業制度を、29 年度までのタクシー券または給油券補助として行われてきたものを見直しました。本年度の予算で 100 万円の減額される中でも対象を広げ、日中独居高齢者等拡充されましたが、その内容と理由をお聞きいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） 平成 30 年度移送支援事業の見直しによりまして、支援の目的を、交通弱者に対する外出支援とし、独居、高齢者のみ世帯、または重度心身障がい者の方で車を運転しない方につきまして、1 枚 500 円のタクシー利用券を、地区ごとに設定した枚数で交付してきました。

平成 30 年度に事業を実施する中で、タクシー利用券の対象者に該当しない方でも、日中ご家族が不在となり、移動手段がなく困っているなどのご意見をいただくことがありました。

そこで、今回の平成 31 年度当初予算では、交通弱者に対する外出支援をさらに拡充するため、タクシー利用券の交付対象を拡大しました。

内容としましては、従来、同居家族のおられる場合は、タクシー利用券の交付対象外としておりましたが、75 歳以上の方が世帯内におられ、ご本人がご自身の車がない、または運転免許証を所有していなければ、タクシー利用券を交付するということになりました。

ただし、交付枚数は、同居されるご家族からの一定の支援を受けられることを考慮し、従来の独居、高齢者のみ世帯よりも少ない交付枚数を設定しております。

なお、交付対象を拡大していることに反しまして、当初予算が前年度比 100 万円の減額としている理由としましては、平成 30 年度の利用見込みを踏まえ、新たな対象者数の試算により算出したものであります。

今後、実績を見ながら、必要に応じて補正をして対応させていただきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

中森高茂君。

○7 番（中森高茂） 今の答弁でございましたが、やはり村の取り組みとして P D C A サイクルの活用ということかなと思います。実際に給油券の交付していたときには、やはりその目的外利用というか、が行われていたということがございました。やはりそういう反省点にも立ち、そして高齢者福祉という観点である移送支援事業ということで、買い物弱者、あるいはそういう対象を変えたということで、このようなまた今回の執行予算としまして、予算執行状況を鑑み、このような状況になったと思います。

これらが私たちの求める、先ほど申しました P D C A サイクルということで、これからはさらにこの予算の状況を見た、決算の状況も見ながら、いろんな対応ができるのかなということでございます。

少ない予算で大きな効果ということで、今後もこのような取り組み、福祉課のこのような取り組みをさらに後押ししてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

2つ目の質問でございますが、健康ポイント事業の保健対象者の拡充についてでございます。

保険者努力支援制度の一つとして取り組んでまいりました健康ポイント事業は、昨年度は国保加入者対象ということでございましたが、今年度予算においては、すべての保険者対象、保険加入者対象というふうにしておりますが、その意図するところをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） 村では、保険者努力支援制度の平成28年度前倒し実施に合わせ、平成29年3月から国民健康保険に加入する20歳～74歳の方を対象に、健康ポイント事業をスタートしております。

31年度からは、さらにこの保険者努力支援制度にあたるインセンティブ、予防・健康づくりに頑張った者が報われるといった制度を活用しまして、全村民の20歳～74歳の方を対象とします。

現在、社会保険などに加入されている方は、退職後、国保に加入されることが多いという状況があります。そのような状況も踏まえ、村では、国保の方に限らず、全村民の方に対しまして、生活習慣病予防・重症化予防に取り組んでいくため、その一助として健康ポイント制度を位置づけました。

健康ポイントを貯める方法は、健診の受診、健康の維持、成果を出すなどの項目があり、獲得ポイントによって健康増進に関する特典に交換ができます。

現在、特典の内容につきましては、商工会でも検討していただけることになりましたので、特典内容も拡大できるのではないかと考えております。

村民一人一人が、若いうちから健康づくりに関心を高め、健康的な生活習慣が定着し、健康寿命の延伸、生涯現役と生活の質の向上を目指し、この事業に参加していただきたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） 取り組みの内容につきましては、ただいまお聞きしたとおりでございます。

ます。

先の2月の25日の商工会の理事会におきましても、この事業につきまして、商工会の協力がいただけるということで説明いただきました。

そのような中で、やはり今後、これらについてのやはり住民説明というものが、詳細な住民説明が必要になってくると思いますが、これは商工会も含めた中で、特に商業部会、そして村と、やはり一緒になって進めていけばいいのかなということでございます。

また、その内容につきましても、金額的なものや10万円、10万円の予算ではございますが、やはりこれが村の保険者努力支援制度のインセンティブという面では、やはり重要な取り組みの一つであるし、やはりそれらを含めた中で、いま現時点では長野県では決してまだ上の方ではないんですが、1位を目指して取り組んでいけばいいのかなあというふうに考えております。2番ではだめですかという、前2番目ではだめですかという意見がありましたが、1番を目指してインセンティブの保険者努力支援制度の取り組みに尽力されたいというふうに考えておるところでございます。

先ほども質問の中で小布施町の問題が出ましたが、小布施町の保険料調定額というのは、長野県でも一番最高の金額ということで、12万というような金額になってございます。やはり高福祉・高負担、中福祉・中負担、低福祉・低負担という形で、福祉というものは、すべてのものに生産を生む、生産性のあるとは限りませんが、けれども、やはり大事な部門の一つであります。これらについて、やはりきちっとした認識を持ちながら、私たちは臨んでいかなければならないということです。これらの小さな取り組みから大きなものを得ようという、こういう試みというのは、やはり一番大事な私たちの施策の一つであり、やはり村会議員ができる会議はこれであると、で、国や県に言うべきことは、それぞれやはりそれらが必要なものは、やはりそれらを提言していかなければならないということで、今後も臨んでいきたいなあというふうに思うところでございます。

3つ目の質問でございます。

リニア代替地登録制度の閲覧状況と今後の活用方法について、お尋ねいたします。

今議会冒頭のあいさつの村長あいさつにもございましたが、阿島地区、阿島北地区の村道121号線から天竜川までの本線においては、地権者への補償算定額が示され、個別説明が行われておるところでございます。

また、2月に行われました阿島北対策協議会でのJR東海による説明では、村道121

号線から豊丘境までの用地取得等範囲の目安が示されました。

このような状況下での代替地登録制度の閲覧状況や、それに伴う相談状況をお尋ねいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） 2月末現在の代替地登録状況につきましては、登録件数が58件、登録面積約6.3ヘクタールとなっています。地目別では、宅地が11件、田が33件、畑が13件、雑種地が1件です。

代替地登録情報は、リニア事業用地に建物がかかる方を対象に閲覧を行いまして、2月末をもって代替地登録申請をいったん締めております。

代替地登録情報は、リニア事業用地に建物等がかかる17名の方を閲覧対象としておりまして、うち10名の方より相談を受け、また閲覧をされていると、そういう状況になっております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） 締め切りを迎えた代替地登録制度でございますが、やはりもっと多くの方々に見ていただきたいという部分はあるわけでございます。今の人数からすると、移転者の方々は一度は見に行かれたのかなというような記録がありますが、さらに地域の皆さんが、いま現実問題、いま補償算定額が出ることによって、どのような、これからのどのような土地を必要としているかということも含めた中で、やはり来た方々には丁寧な説明等引き続きお願いをしたいところでございます。

2番目の質問でございますが、この代替地登録制度を活用される方でいま見に来られた方がいらっしゃるということですが、万が一、同じ土地を希望されるという方がお見えの場合は、当事者間に任せるのか、あるいは抽選といった方法をとるのか、あるいはどんな方法をとるのかと、もし村での考えがございましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） リニア本線部分の用地交渉は、長野県が行うこととなりますので、一つの代替地登録地を複数の方が希望した場合であってもなくても、代替地に関する三者契約の手続等は、長野県が主体となって行っていくこととなります。

交渉は不公平とならないよう、それぞれの土地取得希望者が、代替地登録者と長野県を交えて行うこととなります。その中で、土地取得希望者や代替地登録者が村の協力を希望するのであれば、県と同様、双方の間に入り、交渉のサポートをしていきたいと考えております。

議員のご質問の中でご指摘がありました、抽選等ということも、可能性としてはないわけではないですけれども、それぞれの土地取得希望者また代替地登録者が、それぞれ希望とか条件等があると思いますので、交渉の過程である程度方向性は見えてくるのかなというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） 今の答弁でいきますと、次の質問にも関連してくるわけですが、代替地登録制度に未登録の土地の方を交渉されていく方もということで、いま含めたような回答ということで、それは別、はい、大変失礼しました。

それでは、3番目の質問に移らせていただきます。

代替地登録制度に未登録の土地の方と交渉されていく方も今後予想されてくるわけですが、売却者が第三者契約の対象となり、譲渡所得の優遇措置を受けるための手続きに対しては、村は関わっていくのか、どのように関わるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（下岡幸文） 井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） 代替地登録制度は、リニア中央新幹線をはじめとする公共事業等で、土地を提供していただく方々の代替地の要望に素早くお応えするため、情報提供をしやすくするようとりまとめる制度となっております。

税務署との事前協議が行われないと、代替地を提供された方が、税法上の優遇措置を受けられるかどうか、確かなことは言えませんが、それが村の代替地登録制度へ登録しているか否かによって左右されることはありません。

ですので、先ほどの答弁でもいたしましたように、長野県とそれから代替地登録者、それから移転をされる方の三者の協議、また同時期に契約となるように進めてまいるということになります。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） この部分につきましては、対策協議会の方でもきちっと説明をして

いかなければいけない部分かなあというふうに認識しておりますが、なかなかその辺が理解されてない部分というのは非常に多いと思うんです。その辺をやはり丁寧に住民説明会等でも私どもも行っていきますし、村に相談に来られた方にも丁寧な説明を引き続き行っていただきたいというふうに思うところでございます。

この質問の最後の部分ですが、この制度にて登録された方々の土地の取り扱いは、以前の質問でも答弁をいただきましたが、北地区の移転者等の動向が確定した後、やはり村外の喬木村移転希望者がもしございましたら、開示をしていくべきだというふうにも考えますが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） 今後の取り扱いについてですけれども、引き続きリニア事業用地に建物がかかる方の代替地登録地申請を受け付けるとともに、リニア事業用地に農地等の土地がかかる方にも代替地登録情報が閲覧できるよう、準備を進めているところでございます。

ご質問にあります北地区の移転者の動向確定後の取り扱いにつきましては、議員ご指摘のとおり、代替地登録情報を村外の方へ開示することは、転入者の増や企業誘致のための有効な手段であると考えております。

今後、代替地登録された方の意向も確認しながら、事業の方を進めてまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） ただいま答弁いただきましたが、やはりこの以前に人口増の問題で、飯田下伊那の中から人口、飯田下伊那の中で人口を異動したとしても、全体の増加にはつながらないというようなお話も、村長の答弁でお聞きしたような記憶がございます。

いずれにしても、ただ大事なことは、やはり喬木村が先行して今この進んでいるということは事実でございますので、それについて、やはりこの開示等問題も含めて、やはり移転者の移住先が決まり次第、やはり飯田市も含めた近郊の飯田市ですね、上郷地区あるいは座光寺地区の皆様、移転の皆様、あとは国道の拡張によって移転されるようなそういう方々がおられましたら、やはり開示を進めていくという形で、どこかでやはりそれを示さなければいけないのかなあというふうな考えでございます。

それでは、最後の質問になるわけですが、最後は、今後の北地区の道路整備について、お尋ねいたします。

このリニアの開通により、北地区というのは分断される形となるわけですが、やはり移転を余儀なくされる方々の、いま申しましたとおり、移転先が決まらず、不安な毎日を過ごしているところがございます。これはほんとに切実な問題でありまして、夜も眠れないとか、そういう方々もいらっしゃるの事実でございます。

やはりその中で、やはりこの分断される北地区の道路整備というのは、あくまでJR東海の袋地解消のための道路とは別に、やはり移転者を受け入れる土地の確保も含めた地元住民の工事中や今後の生活に、やはり別の道路が必要だという認識を持ってございます。

そのような中で、非常に難航している部分がございますが、阿島区会やあるいは北耕地自治会の要望等もある中で、村としては今後の道路整備について、いかが考えられているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） 現在、阿島区や北自治会、阿島北リニア対策協議会を中心に、住宅団地の整備であるとか、道路の新設改良事業について、いろいろ構想を立たれて検討されているとお聞きをしております。

また、移転を余儀なくされる方の中でも、住宅団地の造成ができれば、移転先として検討したいとの意向を複数の方が示されているとお聞きをしております。

このような構想は、先ほどのご質問にもありました代替地登録情報の村外者への開示と同様、移転対象者の移転先の確保のみならず、転入者の増や企業誘致にも有効であると考えております。

ただ、どのような事業を進める場合においても、地元の皆様のご理解、ご協力が第一で、それがなければうまくいきません。地元の皆様にご協力いただければ、村としても、その実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） 答弁いただきましたが、以前、村長の移転者たちの居住地という、居住の土地としてやはりコストパフォーマンスがあればということで、やはりもし共同移転をされる方がいらっしゃれば、それについては考えますというような答弁だった

と思います。

そのような中でやはり、今回このなぜこの質問をしたかというふうに申しますと、なかなか地元の協力が得られない部分というのもあると思うんです。ただ、やはり私たち北地区のコミュニティを維持するには、この道は、私は必要不可欠なものであると、私個人では考えております。

また、そのような多くの人たちの要望があることも事実でございます。

やはりそれら地域住民の人たちの要望というものに対して、今度は、車の通るだけの道という認識ではなく、やはり人と人、この北地区の人と人の心を結ぶ道として、人の道としてぜひこれを通してもらいたいというふうに考えております。これはやはり、大勢のその移転者の皆様の希望でもあり、要望でもあると思うんです。

ですから、こういうなぜこのようないま形になっているかなあと悩むところもありますし、それは個人の土地については、やはり自分の考えもあるということは充分承知しておりますが、ぜひこの私たちのコミュニティを守るためにも、この道を開いていただきたいというふうにお願ひするところでございます。関係者の皆様にはぜひ、お聞きになっていらっしゃれば、ぜひそんな点で必要な道であるというようなことをご認識いただき、協力していただけると大変ありがたいということでございます。

私たち、これから迎えるリニア・三遠南信というのは、メリット、いいメリットはたくさんあります。それらを利用して村はどんどんよくならなければならないけれども、そこで日の当たらなくなる人たちをどう救っていくかというのが、私たち北地区のこれからの課題であるということで認識しております。

それに向かって、たとえ髪の毛がさらに白くなっても、それはあくまでも遺伝だということでございますが、自己責任の中で考えていきたいということです。それは逆に名誉なことだと、それによって白くなるのが名誉なことだということを、最後にご報告申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（下岡幸文） 以上で中森高茂議員の質問を終わります。

3. 散会

○議長（下岡幸文） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 1 時 28 分